

令和 7 年度 活動状況報告書

令和 8 年 6 月

大津の子どもをいじめから守る委員会

はじめに

令和7年度は、大阪関西万博や国スポ・障スポなどの明るい話題があった一方で、海外諸国での紛争、気候変動、クマ被害などに加え、米をはじめとした物価高騰といった生活上の問題が連鎖的に生じました。子どもの物心両面にわたる日常生活への影響が懸念されます。

このように子どもたちを取り巻く環境が日々変化する中、いじめ対策推進室（「おおつつこ相談チーム」）の活動から見えてきたのは、不安や悩みを身近な人に相談できず、家庭や学校、地域に安心・安全な居場所も見つけれないまま苦しい毎日を過ごしている子どもたちの姿であり、彼らの心情に気づかなかったり、対応に苦慮していたりする大人たちの姿でした。そして、それらのSOSの受け皿の一つとして「おおつつこ相談」が機能しているということでした。中でも印象的だったのは「おおつつこ相談チーム」による「継続的なチーム支援」と、そのための「連携・協働関係への働きかけ」です。

いじめや人間関係によって傷ついた心や自信の喪失、不安は、「いじめ」等がなくなっても回復に時間を要します。そのような状況をふまえて「おおつつこ相談チーム」は、個々の子どもの状況に応じて、子どもが一步また一步、自ら歩き出し、自然な流れの中で巣立っていくまで、子どもの居場所となりながら伴走し、学校や教育委員会、関係機関との調整にも尽力しました。現状、このような支援機関こそ、不安の中にいる子どもや保護者に必要なのではないかと思います。

「大津の子どもをいじめから守る委員会」も、これまでと同様「おおつつこ相談チーム」をサポートすべく、子どもたちの最善の利益の保障を念頭に、委員それぞれの専門性を出し合って支援のあり方を検討し助言や支援を行ってきました。また、必要に応じて学校現場にも足を運び、あるいは市内の教員研修の講師を務め、行政の方々との懇談の機会を得るなどの取り組みを推進してきました。

これらの取り組みが実現したのは、相談調査専門員のコーディネートによって、教育委員会や子どもに関わる行政のみなさまとの信頼関係や協力体制が構築されたからだと思います。守る委員会を代表して関係者のみなさまには、心より感謝申し上げます。

そして今後も、「大津の子どもたち」のために、支援の輪を広げ、絆を強めていきますよう、よろしくお願いいたします。

令和8年（2026年）6月

大津の子どもをいじめから守る委員会

令和7年度 委員長 佐々木 千里

目 次

I 大津の子どもをいじめから守る委員会の設置経緯等

1 設置の経緯	1
2 役割	2
3 組織等	3

II 相談対応等の実績

1 相談等統計	
(1) 相談対応回数等	6
(2) 相談等の相手方	9
(3) 相談等の方法	13
(4) 相談等の内容	23
2 【おおつつこ相談チーム】の広報・啓発活動	28
3 相談・調整活動例の紹介	33
4 コラム	37

III 会議の開催状況その他の活動実績

1 定例会	38
2 委員活動	38
3 委員が講師を務めた研修	38

参考 資料編

1 条例及び規則	39
2 委員名簿	43

I 大津の子どもをいじめから守る委員会の設置経緯等

1 設置の経緯

本市では、平成23年10月に、いじめを受けた市立中学校の男子生徒が自ら命を絶つという悲しく痛ましい事件が起きました。

その後、当該事件に係るいじめの事実関係の調査及び自殺の原因、学校の対応等についての考察等を行うため、大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会（以下この項において「第三者調査委員会」といいます。）が設置されました。

第三者調査委員会から、学校又は教育委員会による調査には公正性や中立性に疑義が生じるとともに、救済を求めた子どもを徹底して守り、サポートするシステムが不可欠であると指摘があったことから、大津市においては、当該事件の教訓を踏まえ、既存の取組の枠を超えた包括的ないじめ対策のシステムづくりが急がれることとなりました。

そのような状況のもと、大津市議会において議員提案により大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号。以下「条例」といいます。）が制定され、平成25年4月1日から施行されました。

この条例において、いじめの防止に係る基本理念、いじめの防止に関する施策の基本となる事項等に加え、相談等を受けたいじめについて必要な調査、調整等を行うため、外部の委員で構成する大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「守る委員会」といいます。）を設置することが定められました。

この条例は、理念にとどまらず、市において取り組む具体的な施策を定めるなど実効性を伴う内容となっていますが、なかでも、外部委員で構成される守る委員会を、教育委員会ではなく市長が設置するとしたことに意義があり、第三者調査委員会が示唆したとおり、学校を含む教育委員会とは別に、市長の附属機関である守る委員会が本市におけるいじめ対策のシステムの中核を担うこととなりました。

2 役 割

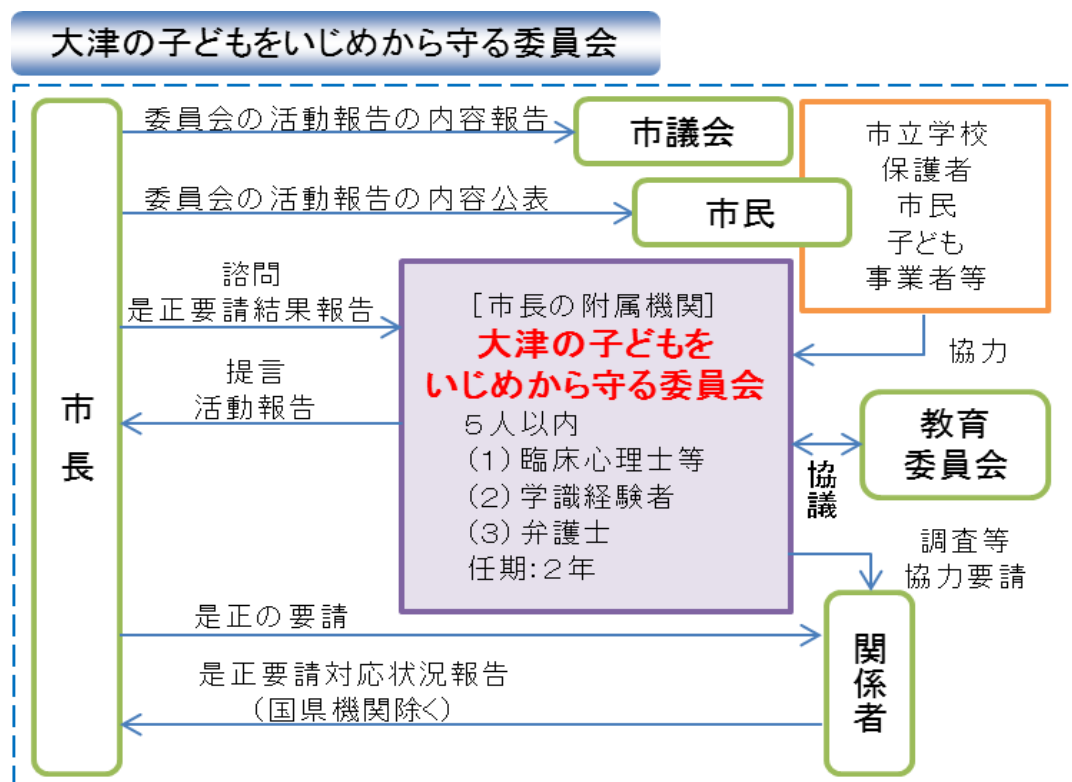
守る委員会は、市長の附属機関としてその諮問に応じるほか、相談等のあったいじめ事案に係る審査や関係者との調整などの実施に加え、市長に対して再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができます。このように、守る委員会は、相談等のあったいじめの解決やいじめの防止対策に資するよう、条例の定める範囲で自主的な活動を行う合議体として位置づけられました。

さらに、市長部局に相談等のあったいじめ事案に限らず、学校を含む教育委員会に相談等のあったいじめ事案についても、教育委員会から市長部局に報告を受け、いじめに関し各窓口に寄せられた情報を一元的に集約しており、それら事案についても検証する役割を守る委員会が担っているといます。

また、守る委員会が調査等の結果の報告を行った場合には、市長は、必要があると認めるときは、関係者に対して是正の要請を行うことができます。例えば、相談等のあったいじめ事案について守る委員会が調整などをした結果、当該いじめへの対応や現行の取組・体制に不備があるような場合には、市長にその旨を報告した上、市長から、当該不備を是正するよう関係者に求めることとなります。

守る委員会は、本市のいじめ対策の取組においてこのような役割を担っており、本市におけるいじめの抑止・防止のためのセーフティネットの要として機能することが求められているといえます。

守る委員会と市長その他の執行機関等の関係は、次のとおりとなります。



3 組織等

守る委員会の組織等及び会議については、条例及び大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則（平成25年規則・教育委員会規則第1号。以下「規則」といいます。）に定められています。

守る委員会は、①臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者、②学識経験を有する者、③弁護士の5人以内の委員で組織される常設の合議体です。相談等のあったいじめ事案に関し、心理学や教育学等からのアプローチに加え、法的な観点も含めて、いじめ事案に係る関係者の支援ができるよう構成されています。

令和7年度の委員の構成は、次のとおりです。（委員の要件を①～③で表示）

氏 名	所属団体・役職等	備 考
② 佐々木 千 里	スクールソーシャル・スーパーバイザー、社会福祉士 立命館大学非常勤講師	委員長
① 徳 田 仁 子	臨床心理士、公認心理師、スクールカウンセラー	
① 松 嶋 秀 明	臨床心理士、公認心理師 滋賀県立大学人間文化学部人間関係学科教授	副委員長
③ 宮 本 向日葵	弁護士（滋賀弁護士会）	
② 山 岡 雅 博	（元）立命館大学大学院教職研究科教授	

※所属団体・役職等は、令和7年度時点のものです。

委員の任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となります。

守る委員会は、委員長（会務を総理し、委員会を代表します。）及び副委員長を委員の互選により定めることとされており、令和7年度は、学識経験者である佐々木委員が委員長を、臨床心理士である松嶋委員が副委員長を務めました。

守る委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となります。会議は、委員5人の過半数である3人以上の出席をもって定足数を満たします。また、議事にあつては、出席した委員の過半数で決することとされています。会議には、委員及び事務局のほか、必要があると認めるときは会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができることとされています。

また、守る委員会の会議は、審議の性質上、非公開とされていますが、本市の情報公開の制度において非公開事由に該当しない事項についての審議で、委員長が認めた場合に限り、例外的に公開することができることとされています。

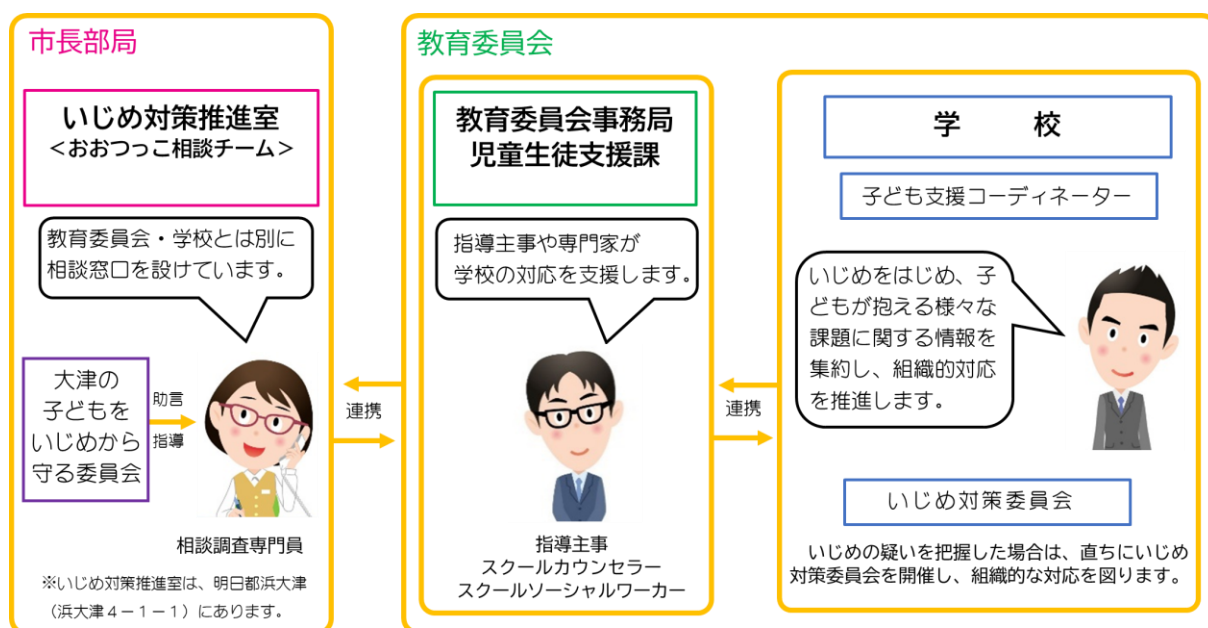
守る委員会の庶務を担当するいじめ対策推進室、いじめ事案に関する相談等への対応等に関する事務を処理する相談調査専門員についても、規則に定められています。

いじめ事案に関する相談等への対応などの事務を担当する職員として、臨床心理士などの相談調査専門員がいじめ対策推進室に専属で配置されています。

相談調査専門員は、子どもや保護者等からの直接相談に応じ、守る委員会で審議するいじめ事案のケース担当者としてその任に当たるとともに、児童生徒支援課を通じて学校からのいじめ事案に関する速報を受理し、適宜、児童生徒支援課との協議を行っています。

守る委員会は、相談調査専門員に助言等を行うなかで、相談調査専門員による子どもや家庭に対する円滑な助言・支援、解決に向けた調整などに取り組んでいます。

守る委員会を含む大津市のいじめ対策に関わる各組織の連携の仕組みは、次のとおりです。



第3期大津市いじめの防止に関する行動計画(大津市いじめ防止基本方針)より

Ⅱ 相談対応等の実績

守る委員会が調査等を行ういじめ事案については、いじめ対策推進室の相談調査専門員が相談等を受けたものであり、この章の内容は、その相談対応等の実績について、いじめ対策推進室が取りまとめ、守る委員会に報告があったものです。

相談調査専門員は、子どもや保護者等からの直接相談のほか、市立小中学校が教育委員会へ報告したいじめ事案に関する報告を受け、必要な事実確認や解決を図るための方策を検討するとともに、必要に応じて守る委員会へ報告し、子どもの安心・安全を確保するための支援方針等のアドバイスを受けています。

また、相談調査専門員は、子どもの人権や心理、発達等の専門的な観点を活かして、子どもや保護者等からの相談に対応していますが、いじめの解消に向けた支援だけでなく、いじめ防止に関わる広報・啓発活動などにも取り組んでいます。

こういった活動は、平成25年、いじめ対策推進室に「おおつつこほっとダイヤル」という相談専用の電話を設置して始まり、令和7年度は、開設から13年目となりました。いじめ対策推進室は、子どもから直接相談を受ける窓口となることから、子どもに身近な存在として認識してもらえよう、普段から「おおつつこ相談チーム」という名称を用いて活動しています。ここでは、「困った時には相談できる場所がある。」ということを知ってもらうため、これまで「おおつつこほっとダイヤルカードの配布」をはじめ、様々な広報・啓発活動を行ってまいりました。このような取組により、今では電話相談のほか、面談、手紙、メールなどで沢山の相談が寄せられています。以下は、その相談状況について整理したものです。

1 相談等統計

(1) 相談対応回数等

① 相談対応回数等の推移

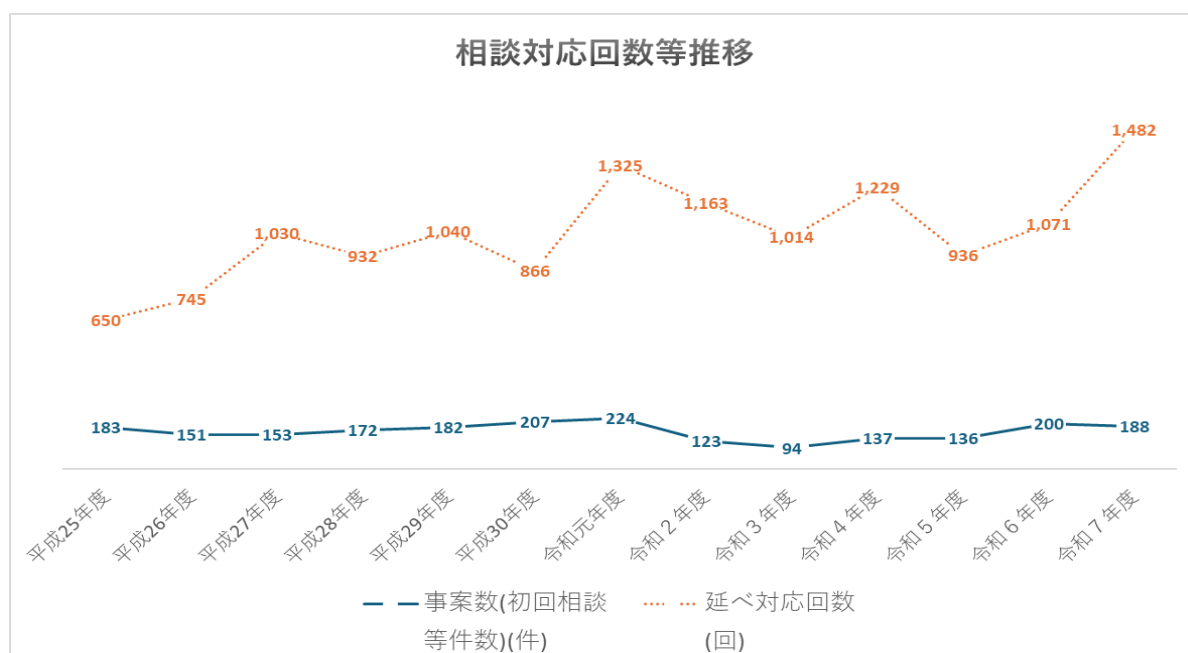
令和7年度は事案数（初回相談等件数）が188件となり、過去4番目に多い件数となりました。

延べ対応回数は1,482回で、令和元年度の1,325回を超え、過去最多となりました。
1件当たりの平均対応回数は7.88回と過去4番目に多く、100回以上対応したものが2件、1件の最高対応回数は過去最多の380回となりました。

表1 相談対応回数等推移

	事案数(初回相談等件数)(件)	延べ対応回数(回)	平均対応回数(回)	最高対応回数(回)	100回以上対応件数(件)
平成25年度	183	650	3.55	46	0
平成26年度	151	745	4.93	82	0
平成27年度	153	1,030	6.73	158	1
平成28年度	172	932	5.42	95	0
平成29年度	182	1,040	5.71	152	2
平成30年度	207	866	4.18	88	0
令和元年度	224	1,325	5.92	126	1
令和2年度	123	1,163	9.46	150	1
令和3年度	94	1,014	10.79	215	3
令和4年度	137	1,229	8.97	169	4
令和5年度	136	936	6.88	173	2
令和6年度	200	1,071	5.36	233	2
令和7年度	188	1,482	7.88	380	2

図1 相談対応回数等推移

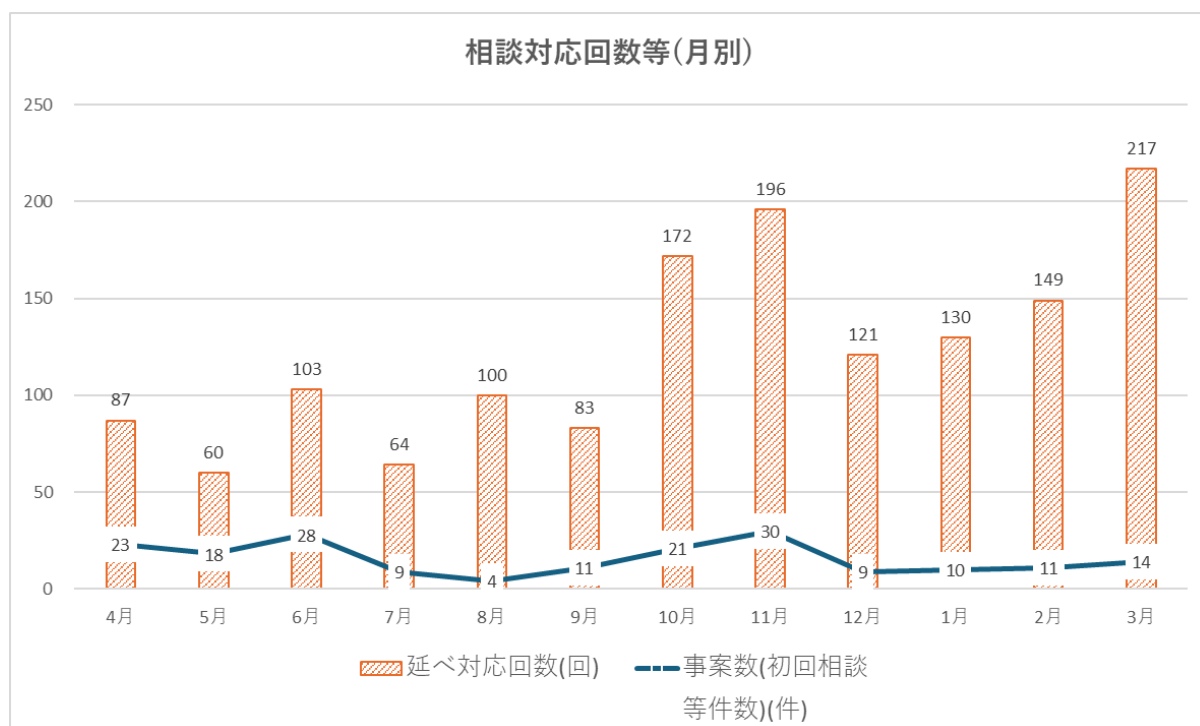


② 月別相談対応回数等

令和7年度の月別の事案数については、11月の30件が最多となりました。これは、手紙相談の用紙を10月下旬に配布したことによる影響が考えられます。

また、月別の延べ対応回数については、3月の217回が最多となりました。こちらについては、年度替わりの環境の変化などを考慮し、電話や手紙などで子どもたちの様子を確認するなどのフォローアップを3月に行ったことが影響していると考えられます。

図2 令和7年度 相談対応回数等（月別）



※4月の事案数には前年度からの継続事案も含まれています。

③ 相談等の対象となる子どもの学齢別相談対応回数等

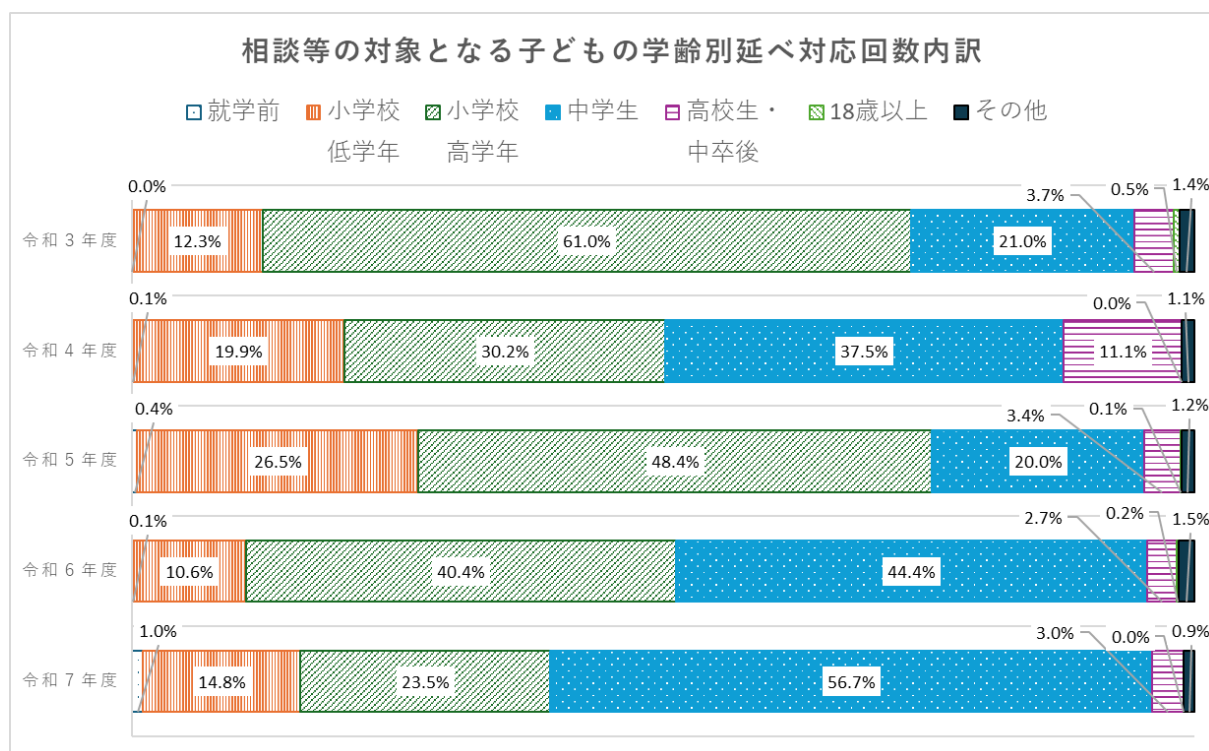
令和7年度は、中学生が相談等の対象となった延べ対応回数、割合がともに直近5年間で最大となりましたが、これは中長期的に継続して対応した中学生の事案が複数あったことによる影響が大きいと考えられます。

一方、小学校高学年の割合は2割強となり、直近5年間で最小となりました。

表2 相談等の対象となる子どもの学齢別延べ対応回数推移

	就学前	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生・ 中卒後	18歳以上	その他	計(回)
令和3年度	0	125	619	213	38	5	14	1,014
令和4年度	1	245	371	461	137	0	14	1,229
令和5年度	4	248	453	187	32	1	11	936
令和6年度	1	114	433	476	29	2	16	1,071
令和7年度	15	220	348	841	44	0	14	1,482

図3 相談等の対象となる子どもの学齢別延べ対応回数内訳



※割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。

以下の図表において全て同じ。

相談等の相手方

① 相談等の相手方別相談対応回数等

令和7年度は、子ども、学校・関係機関等を相手方とする相談等について、延べ対応回数が直近5年間で最大となりました。これは、学校を含む各関係機関と緊密に連携し、各事案に対してより丁寧に対応を行ったことが要因の一つとして考えられます。

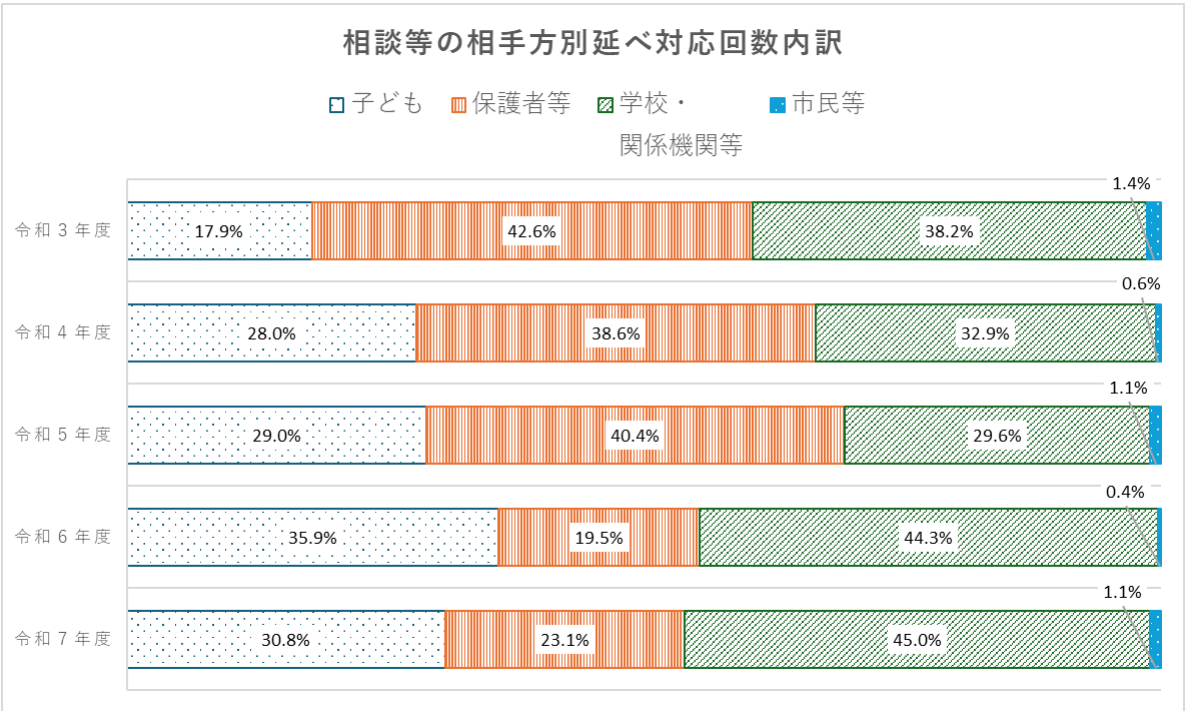
表3 令和7年度 相談等の相手方別延べ対応回数

	子ども							保護者等		学校・関係機関等			市民等	計
	就学前	低小学校	高小学校	中学生	高校生・中卒後	18歳以上	学齢不明	親	の親以族外	教職員	教育委員会職員	行政職員その他		
延べ対応回数(回)	2	88	140	199	20	1	6	326	17	176	351	140	16	1,482
							456		343			667		
割合	0.1%	5.9%	9.4%	13.4%	1.3%	0.1%	0.4%	22.0%	1.1%	11.9%	23.7%	9.4%	1.1%	100.0%
							30.8%		23.1%			45.0%		

表4 相談等の相手方別延べ対応回数推移

	子ども	保護者等	学校・関係機関等	市民等	計
令和3年度	181	432	387	14	1,014
令和4年度	344	474	404	7	1,229
令和5年度	271	378	277	10	936
令和6年度	384	209	474	4	1,071
令和7年度	456	343	667	16	1,482

図4 相談等の相手方別延べ対応回数内訳



② 相談等の初回相手方別事案数等

令和3年度から令和5年度まで5割前後の割合で推移していた、相談等の初回相手方に占める子どもの割合は、令和6年度に続いて7割以上となりました。これは後述するメールフォームによる相談件数の増加の影響が大きいと考えられます。

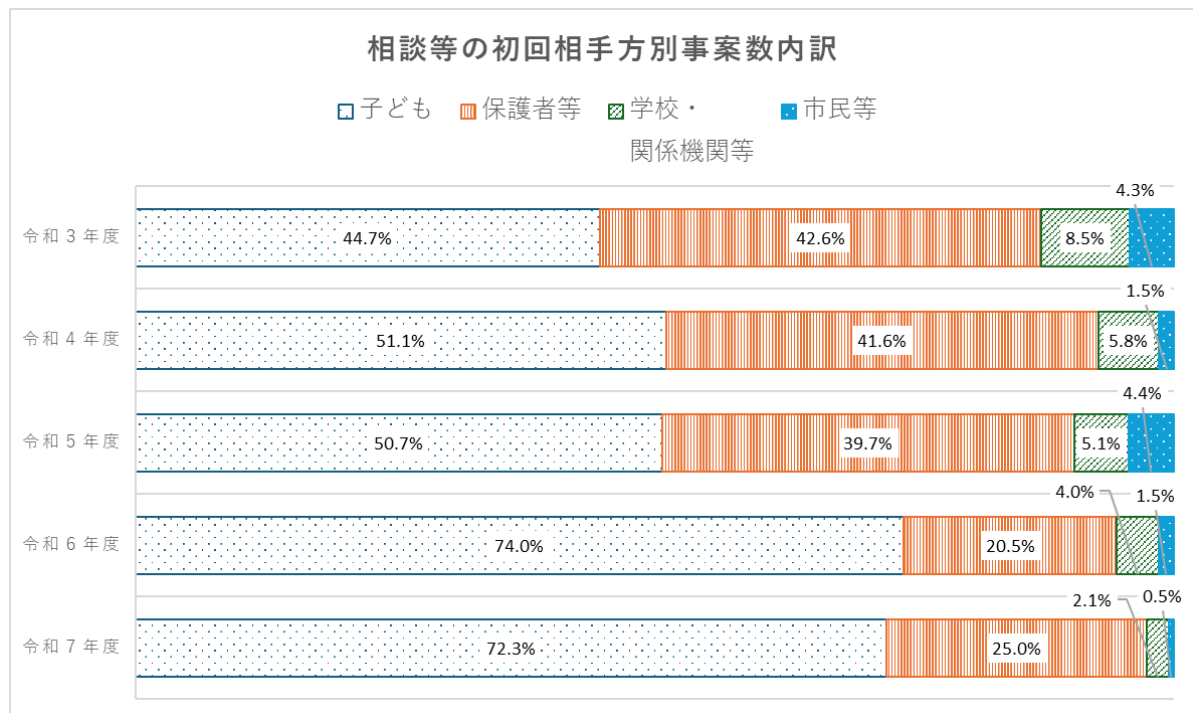
表5 令和7年度 相談等の初回相手方別事案数

	子ども							保護者等		学校・関係機関等			市民等	計
	就学前	低小学校	高小学校	中学生	高校生・中卒後	18歳以上	学齢不明	親	の親以族外	教職員	教育委員会職員	行政職員その他		
事案数(初回相談等件数)(件)	0	30	56	39	4	1	6	44	3	0	1	3	1	188
	136							47		4				
割合	0.0%	16.0%	29.8%	20.7%	2.1%	0.5%	3.2%	23.4%	1.6%	0.0%	0.5%	1.6%	0.5%	100.0%
	72.3%							25.0%		2.1%				

表6 相談等の初回相手方別事案数推移

	子ども	保護者等	学校・関係機関等	市民等	計
令和3年度	42	40	8	4	94
令和4年度	70	57	8	2	137
令和5年度	69	54	7	6	136
令和6年度	148	41	8	3	200
令和7年度	136	47	4	1	188

図5 相談等の初回相手方別事案数内訳



③ 当事者である子どもとの直接の関わり

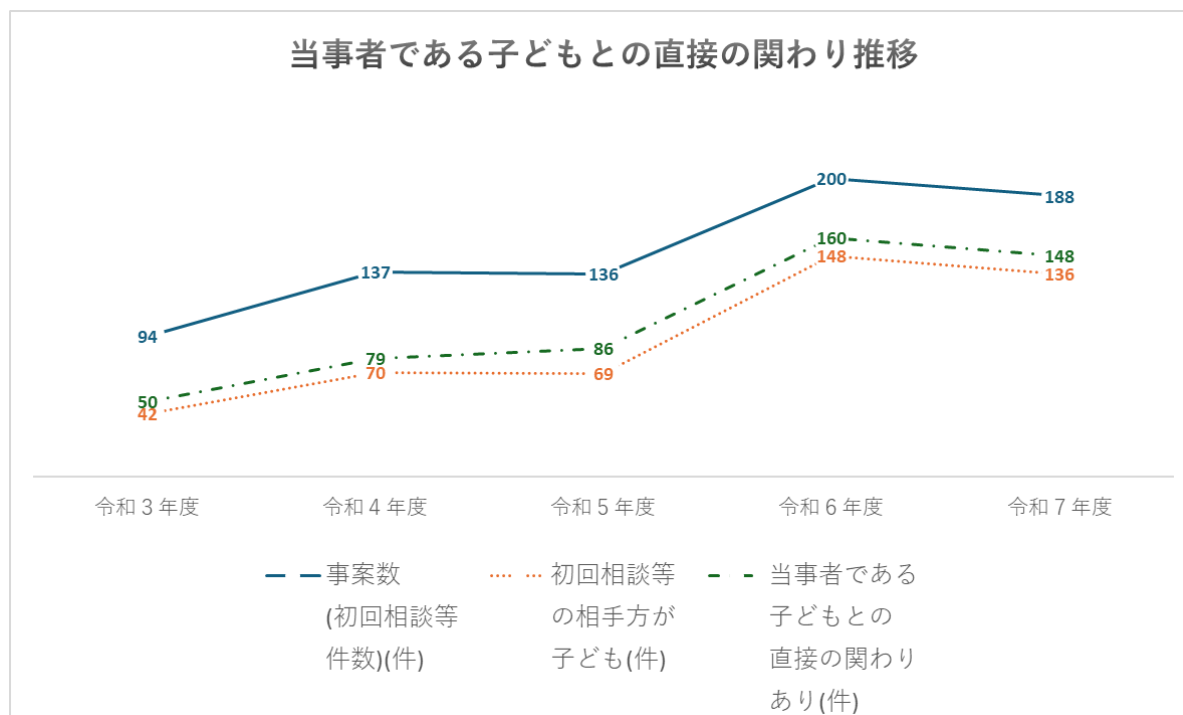
令和7年度は、相談対応を行うなかで、当事者である子ども本人と直接関わりをもつこと（子ども本人と電話で話をした、子ども本人からの手紙を受信したなど）ができたのは事案数188件のうち148件でした。このうち、136件は初回相談等が子どもからであったものです。

事案数に占める子どもと直接関わる事ができた割合は、令和6年度と同様に高い水準にあります。このことは、おおつつこ相談チームが行っている広報・啓発活動や相談方法の整備等により、子どもたちが相談しやすい窓口となっているものと考えられます。

表7 当事者である子どもとの直接の関わり推移

	事案数 (初回相談等 件数)(件)	初回相談等 の相手方が 子ども(件)	当事者である 子どもとの 直接の関わり あり(件)	割合
令和3年度	94	42	50	53.2%
令和4年度	137	70	79	57.7%
令和5年度	136	69	86	63.2%
令和6年度	200	148	160	80.0%
令和7年度	188	136	148	78.7%

図6 当事者である子どもとの直接の関わり推移

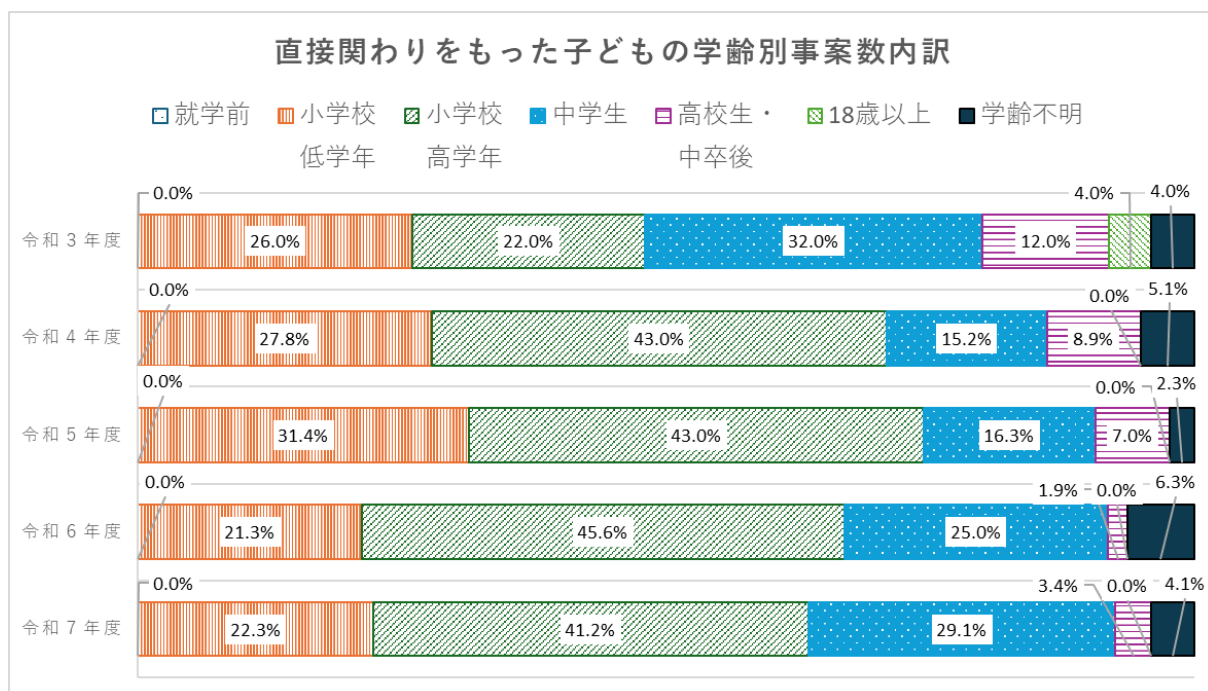


直接関わりを持った子どもの学齢については、令和4年度以降は小学校高学年が最も多くなっています。令和6年度からは中学生の割合が増え、小学校低学年の割合が減少しており、令和7年度についても同様の傾向が窺えます。

表8 直接関わりをもった子どもの学齢別事案数推移

	就学前	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生・ 中卒後	18歳以上	学齢不明	計
令和3年度	0	13	11	16	6	2	2	50
令和4年度	0	22	34	12	7	0	4	79
令和5年度	0	27	37	14	6	0	2	86
令和6年度	0	34	73	40	3	0	10	160
令和7年度	0	33	61	43	5	0	6	148

図7 直接関わりをもった子どもの学齢別事案数内訳



(3) 相談等の方法

おおつつこ相談チームでは、主に面談、電話、手紙、メールの4つの方法で相談対応を行っています。

面談は延べ対応回数の3割強でした。令和6年度より5ポイント増加しました。

電話は延べ対応回数の5割弱でした。令和6年度に引き続き5割を下回りました。

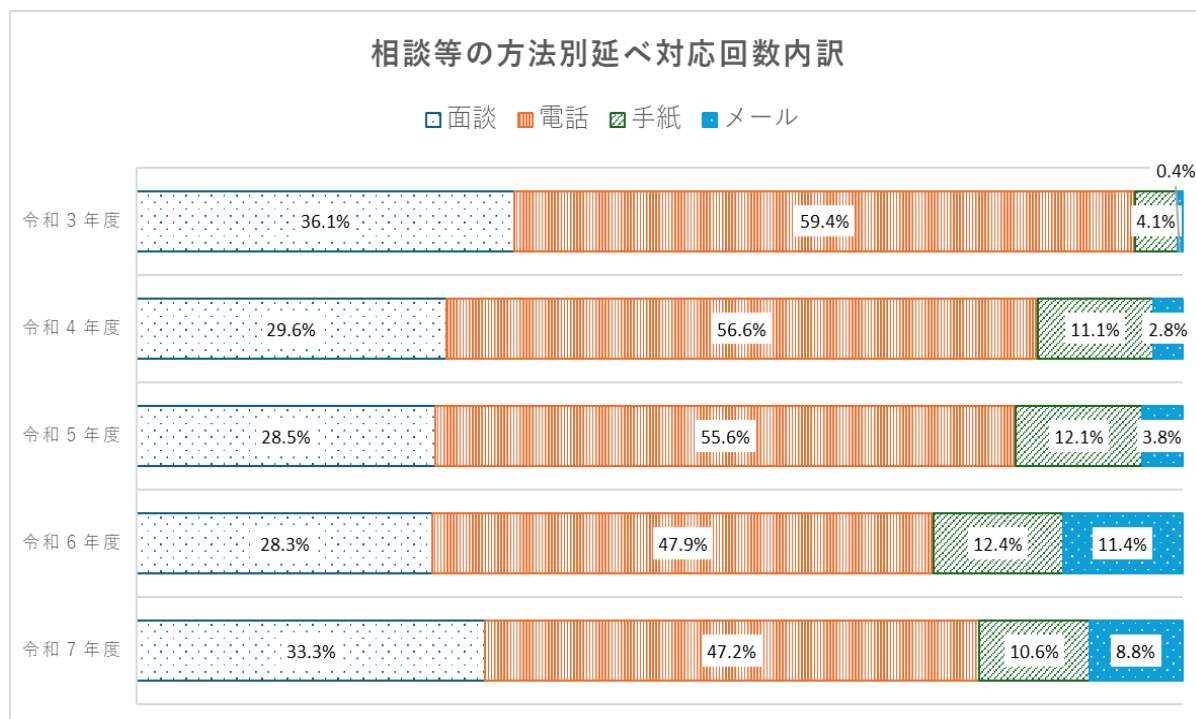
手紙は延べ対応回数の1割強でした。これは令和4年度以降同様の傾向です。

メールは延べ対応回数の1割弱でした。令和6年度と比べて割合は減少したものの、回数は増加しました。

表9 相談等の方法別延べ対応回数推移

	面談	電話	手紙	メール	計
令和3年度	366	602	42	4	1,014
令和4年度	364	695	136	34	1,229
令和5年度	267	520	113	36	936
令和6年度	303	513	133	122	1,071
令和7年度	494	700	157	131	1,482

図8 相談等の方法別延べ対応回数内訳



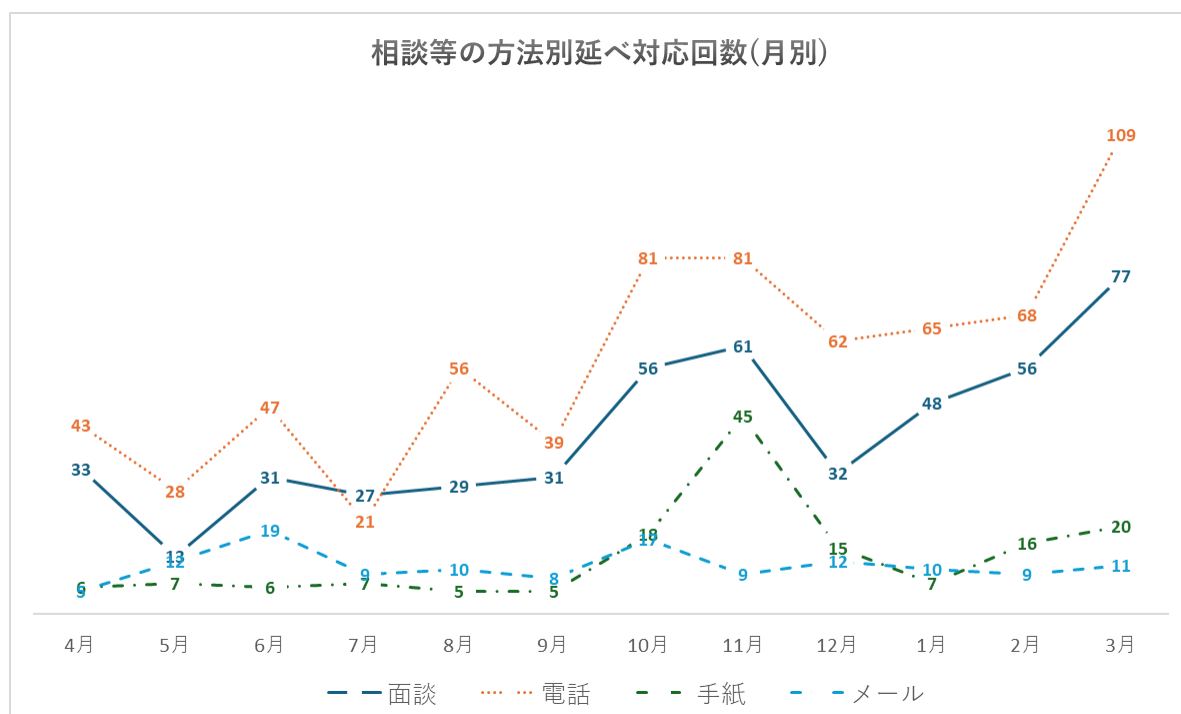
月別の各方法における延べ対応回数です。

例年、6月・10月のいじめ防止啓発月間における広報・啓発活動の後、対応が増加する傾向にありますが、令和7年度は特に3月の増加が顕著でした。

表10 令和7年度 相談等の方法別延べ対応回数（月別）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
面談	33	13	31	27	29	31	56	61	32	48	56	77	494
電話	43	28	47	21	56	39	81	81	62	65	68	109	700
手紙	6	7	6	7	5	5	18	45	15	7	16	20	157
メール	5	12	19	9	10	8	17	9	12	10	9	11	131
計	87	60	103	64	100	83	172	196	121	130	149	217	1,482

図9 令和7年度 相談等の方法別延べ対応回数（月別）



各方法における延べ対応回数を子ども・大人別に示します。

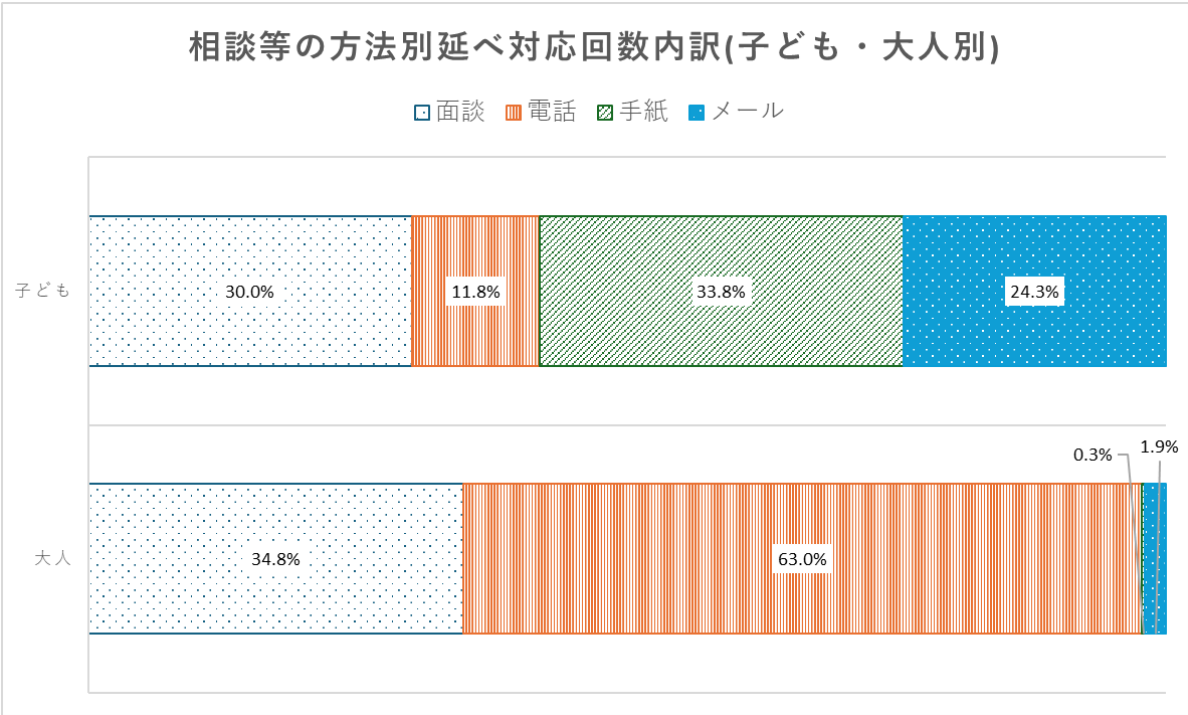
子どもについては、手紙とメールだけで合わせて延べ対応回数の6割弱を占めています。

一方、大人では、面談と電話がほとんどで、合わせて97%以上となっています。

表1-1 令和7年度 相談等の方法別延べ対応回数（子ども・大人別）

	面談	電話	手紙	メール	計
子ども	137	54	154	111	456
大人	357	646	3	20	1,026
計	494	700	157	131	1,482

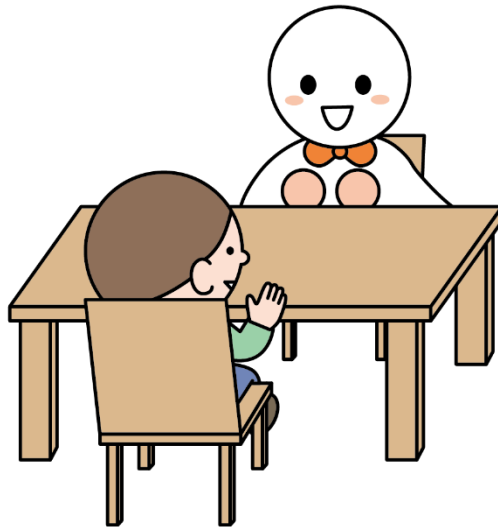
図1-0 令和7年度 相談等の方法別延べ対応回数内訳（子ども・大人別）



① 面談

おおつつこ相談チームでは、電話や手紙、メールで受け付けた相談についても、可能な限り相手、特に相談等の対象となる子どもと直接出会い、話すことができるよう努めています。生身の人間同士が触れ合うことで感知できる表情、声、話し方、身体の動きなどの様々な情報が、相手の心情を理解するために有効であり、「子どもの声を聴く」相談対応においては、これらを含むコミュニケーションが大変重要となります。

また、子どもの想いを丁寧に確認するため、複数回の面談が必要になることがありますが、子どもに過度な負担をかけないよう、子ども自身が会いやすい場所で面談を実施するようにしています。南北に長い本市の地理的事情もあり、必要に応じて市民センターや児童館などでの面談も行っています。



各面談場所における延べ対応回数について、相手方別に示します。

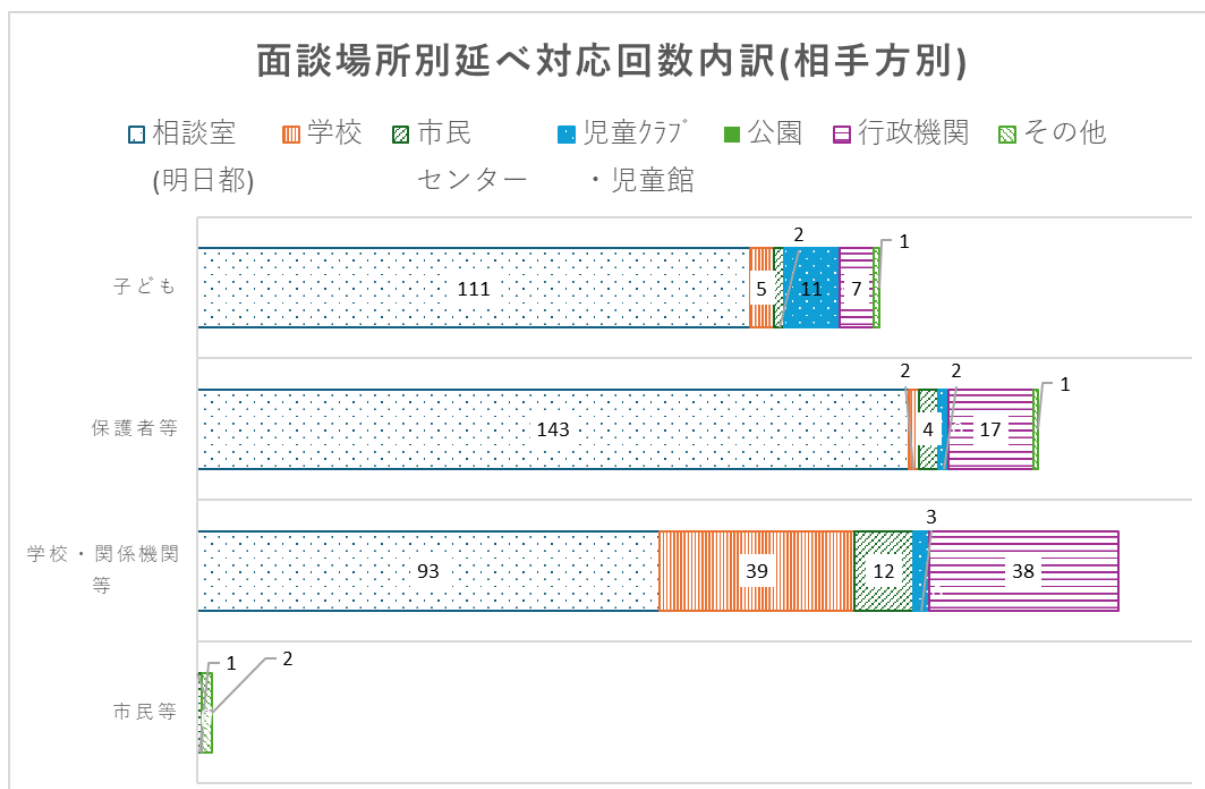
子どもや保護者の面談場所は、明日都浜大津の相談室での面談が8割以上となっています。

一方、学校・関係機関等においては、学校や行政機関など相手方での面談が一定数あります。
また、面談の延べ対応回数の4割近くが、学校・関係機関等を相手方として行ったものです。

表 1 2 令和7年度 面談場所別延べ対応回数（相手方別）

	相談室 (明日都)	学校	市民 センター	児童クラブ ・児童館	公園	行政機関	その他	計
子ども	111	5	2	11	0	7	1	137
保護者等	143	2	4	2	0	17	1	169
学校・関係機関等	93	39	12	3	0	38	0	185
市民等	0	0	1	0	0	0	2	3
計	347	46	19	16	0	62	4	494

図 1 1 令和7年度 面談場所別延べ対応回数内訳（相手方別）



② 電話

おおつつこ相談チームでは、フリーダイヤルの相談専用電話「おおつつこほっとダイヤル」を設けて、電話対応を行っています。学校からの配布物や市の広報誌を通じて、「おおつつこほっとダイヤル」を、より多く子どもたちや市民等へ周知するよう努めています。

電話相談は、いじめ防止啓発月間以降の2学期（10、11、12月）や年度末（3月）に、延べ対応回数が入電・架電ともに多くなる傾向があります。子どもとの電話は全体の1割弱に留まっており、保護者等の電話が2割強、学校・関係機関等との電話が7割近くを占めています。なお、子どもとの電話の9割近くが入電である一方、保護者等との電話における入電の割合は7割強、学校・関係機関等との電話では約5割となっています。

表13 令和7年度 入電・架電別延べ対応回数（月別）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
入電	33	23	35	15	26	27	42	39	33	33	41	61	408
架電	10	5	12	6	30	12	39	42	29	32	27	48	292
計	43	28	47	21	56	39	81	81	62	65	68	109	700

表14 令和7年度 入電・架電別延べ対応回数（相手方別）

	子ども							保護者等		学校・関係機関等			市民等	計
	就学前	低小学校	高小学校	中学生	高校生・中卒後	18歳以上	学齢不明	親	親以外の親族	教職員	教育委員会職員	その他行政職員		
入電	0	7	9	22	9	0	1	101	15	66	118	53	7	408
	48							116		237				
架電	0	1	0	5	0	0	0	42	1	70	102	67	4	292
	6							43		239				
計	0	8	9	27	9	0	1	143	16	136	220	120	11	700
	54							159		476				



③ 手紙

おおつつこ相談チームでは、毎年、手紙相談の用紙を子どもたちに配布しており、手紙での相談も寄せられます。特に子どもたちは、「電話ではちょっと話しにくい。」「電話をかける環境が整っていない。」という悩みを抱えていることも少なくありません。そのような子どもたちにとって、手紙は自分の思いを伝えるための大切な方法となっています。

手紙相談の用紙を配布した10月末以降、延べ対応回数は受信・発信ともに増加しています。受信回数は小学校低学年、小学校高学年の順に多くなっており、中学生は比較的少なくなっています。

なお、メールフォームで受け付けた相談への返信として、手紙を使用することが多いため、発信回数が受信回数より多くなっています。

表15 令和7年度 手紙受信・発信別延べ対応回数（月別）

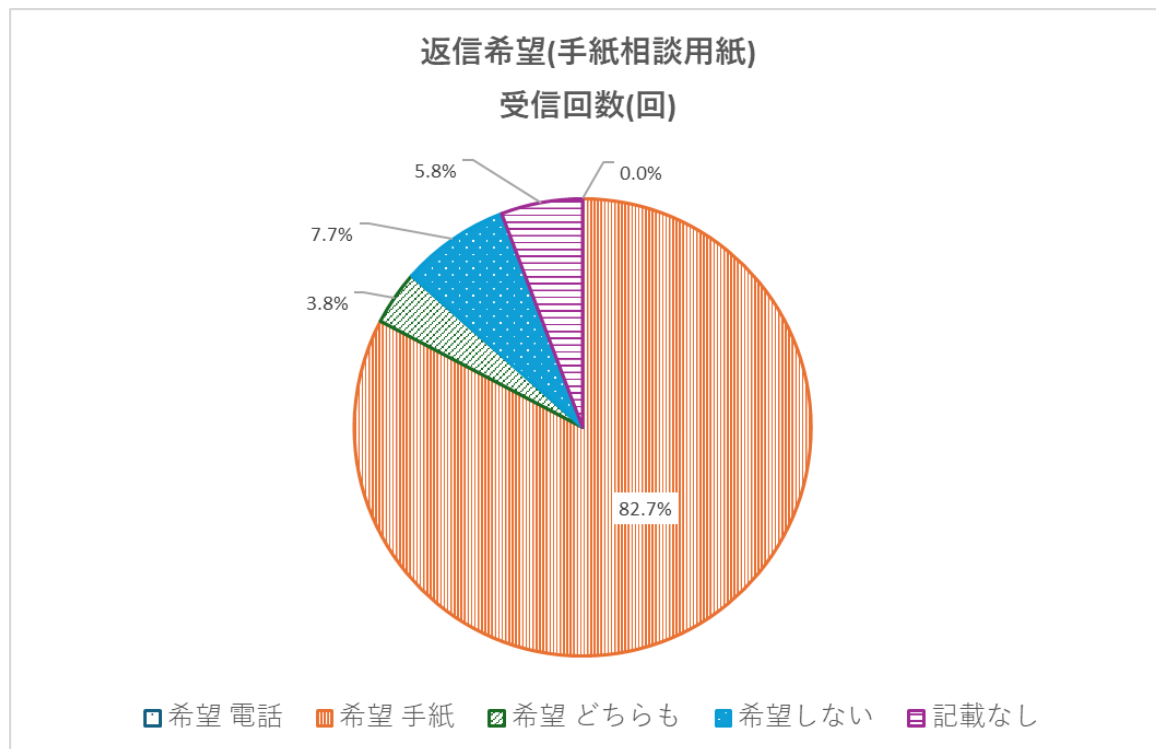
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
受信	2	2	2	0	0	1	6	22	5	2	6	4	52
発信	4	5	4	7	5	4	12	23	10	5	10	16	105
計	6	7	6	7	5	5	18	45	15	7	16	20	157

表16 令和7年度 手紙受信・発信別延べ対応回数（相手方別）

	子ども							保護者等		学校・関係機関等				市民等	計
	就学前	低小学校	高小学校	中学生	高校生・中卒後	18歳以上	学齢不明	親	の親以 族外	教職員	教育委員会職員	行政職員	その他		
受信	0	21	20	9	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	52
	51							1		0					
発信	0	23	39	41	0	0		1	0	1	0	0	0		105
	103							1		1					
計	0	44	59	50	0	0	1	2	0	1	0	0	0	0	157
	154							2		1					

また、手紙相談の用紙には、返信の希望の有無を記入することができます。手紙相談の受信回数52回のうち、全体の8割以上が手紙での返信を希望しています。

図12 令和7年度 返信希望（手紙相談用紙）



④ メール

おおつつこ相談チームでは、電話や手紙では相談しにくい子どもたちの声を受け止めるため、令和6年6月末から、市のホームページに相談専用のメールフォームを設置し、相談の受付を開始しています。このメールフォームは、子どもたちに貸与される学習用タブレット端末からもアクセスすることができます。

メールの受信・発信状況については、延べ対応回数のほとんどが受信となっています。これは、メールフォームが受付専用であり、返信は原則手紙又は電話で行うこととしているためです。

令和7年度は、123回の相談メールを受信しました。その相手方のほとんどは子どもであり、手紙相談と同様、子どもたちの声を受け止めるツールの1つとなっています。小学校高学年、中学生の順に延べ対応回数が多く、小学校低学年は比較的少なくなっています。

表17 令和7年度 メール受信・発信別延べ対応回数（月別）

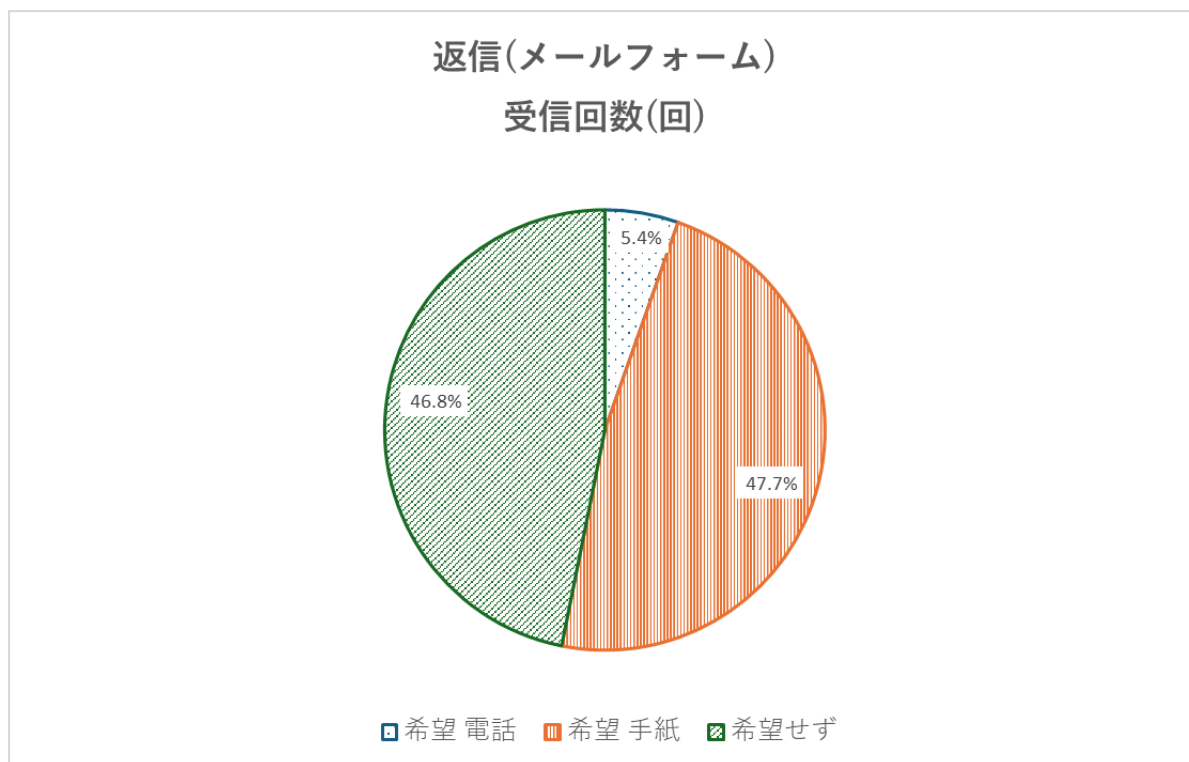
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
受信	5	10	19	9	10	8	14	9	11	10	7	11	123
発信	0	2	0	0	0	0	3	0	1	0	2	0	8
計	5	12	19	9	10	8	17	9	12	10	9	11	131

表18 令和7年度 メール受信・発信別延べ対応回数（相手方別）

	子ども							保護者等		学校・関係機関等				市民等	計
	就学前	低小学校	高小学校	中学生	中卒後・高校生	18歳以上	学齢不明	親	の親以族外	教職員	教育委員会職員	行政職員	その他		
受信	0	7	54	46	0	0	4	9	0	1	0	1	2	1	123
	111							9		2					
発信	0	0	0	0	0	0	0	4	0	2	1	0	0	1	8
	0							4		3					
計	0	7	54	46	0	0	4	13	0	3	1	1	2	2	131
	111							13		5					

手紙相談と同様にメールフォームでも、返信の希望の有無を入力します。子どもからのメールフォームによる相談受付111回における返信の希望状況を見てみると、全体の半数近くが返信を希望しておらず、返信を希望する59回のうち、6回が電話、53回が手紙での返信を希望しており、手紙が9割近くを占めています。

図13 令和7年度 返信希望（メールフォーム）



(4) 相談等の内容

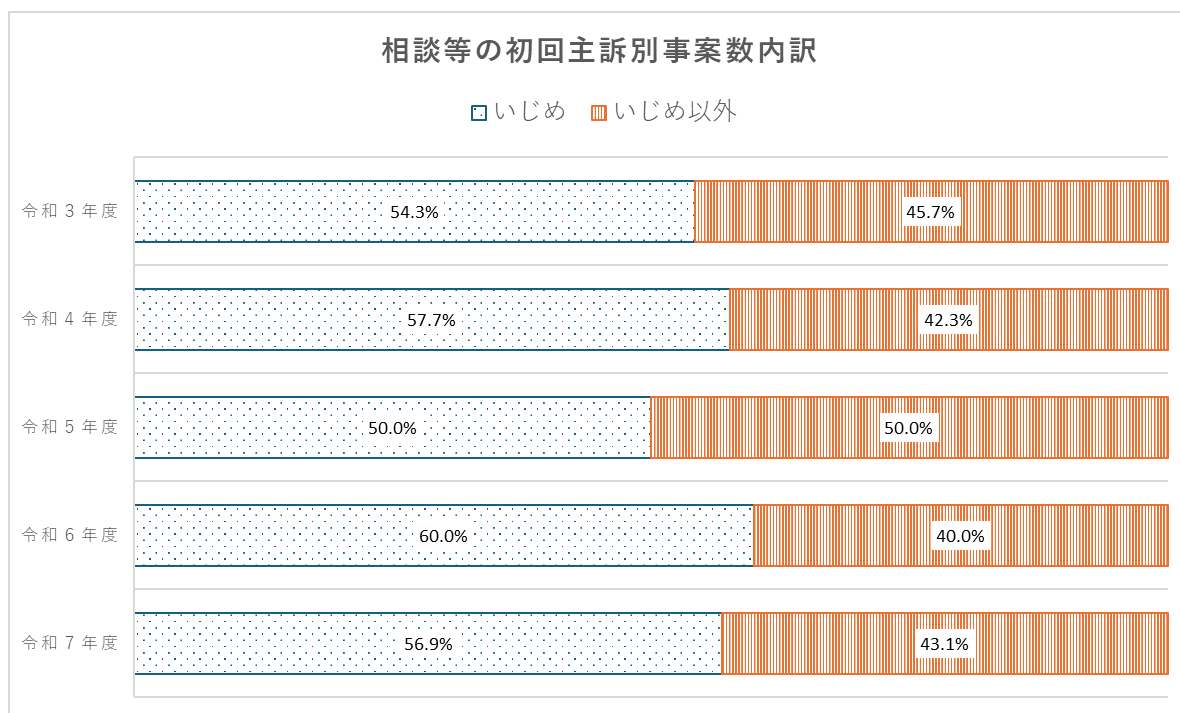
① 相談等の初回主訴

初回相談等における主訴について、いじめといじめ以外の事案に分けて見ると、令和2年度以降、いじめを主訴とする初回相談等の割合は、5～6割で推移しており、令和7年度は6割弱となっています。

表19 相談等の初回主訴別事案数推移

	いじめ	いじめ以外	計
令和3年度	51	43	94
令和4年度	79	58	137
令和5年度	68	68	136
令和6年度	120	80	200
令和7年度	107	81	188

図14 相談等の初回主訴別事案数内訳



② いじめを主訴とする初回相談等の内容

いじめを主訴とする初回相談等の内容については、令和3年度以降、「ひやかし・からかい・悪口・脅し文句・嫌なことを言われる」が最も多くなっており、いじめを主訴とする初回相談等全体の4～5割で推移しています。

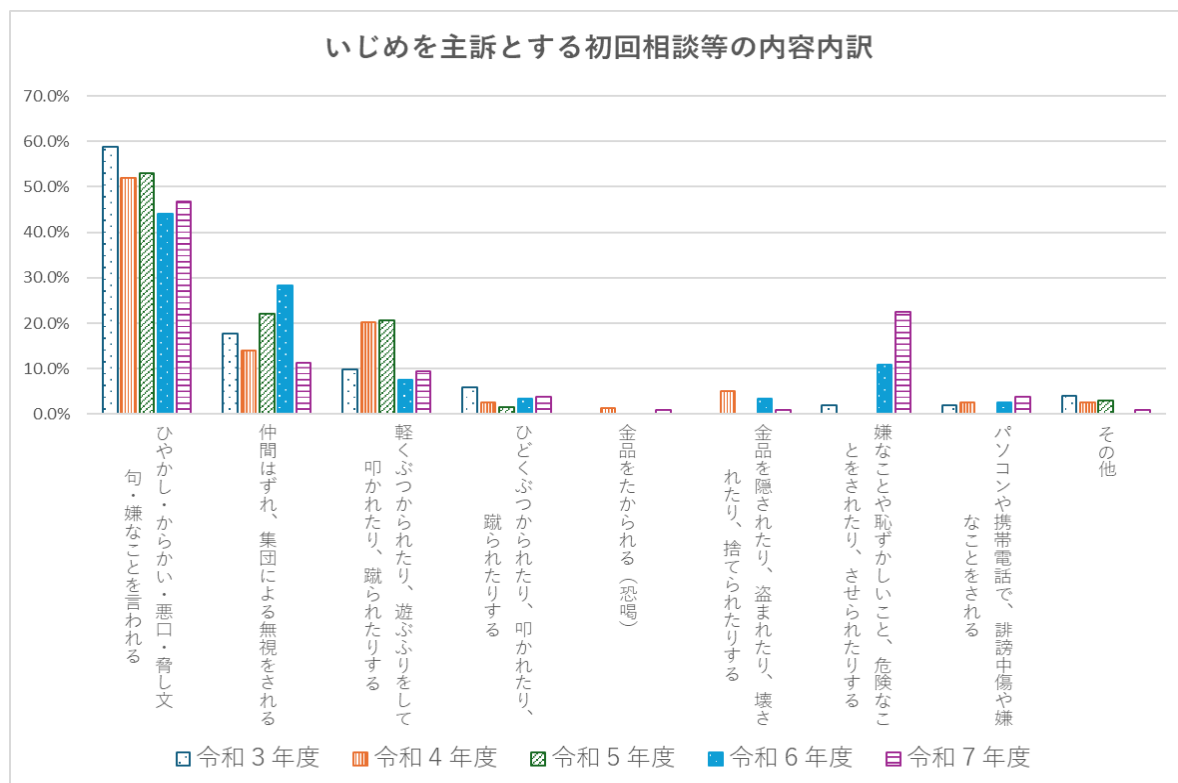
また、令和7年度は、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」が22.4%と昨年度から10ポイント以上増加した一方で、「仲間はずれ、集団による無視をされる」は11.2%と昨年度から約17ポイント減少しました。

表20 令和7年度 いじめを主訴とする初回相談等の内容

	ひやかし・からかい・悪口・脅し文句・嫌なことを言われる	仲間はずれ、集団による無視をされる	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	ひどくぶつかられたり、叩かれたりする	金品をたかられる（恐喝）	金品を隠されたり、捨てられたりする	危険なことをされたり、させられたりする	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	その他	計
事案数(初回相談等件数)(件)	50	12	10	4	1	1	24	4	1		107
割合	46.7%	11.2%	9.3%	3.7%	0.9%	0.9%	22.4%	3.7%	0.9%		100.0%
対全体割合※	26.6%	6.4%	5.3%	2.1%	0.5%	0.5%	12.8%	2.1%	0.5%		56.9%

※全体事案数(初回相談等件数): 188 件に対する割合

図15 いじめを主訴とする初回相談等の内容内訳



③ いじめ以外を主訴とする初回相談の内容

いじめ以外を主訴とする初回相談等の内容については、令和7年度は「家族関係」が増加し、全体の約2割を占めて「交友関係」とともに最多となりました。

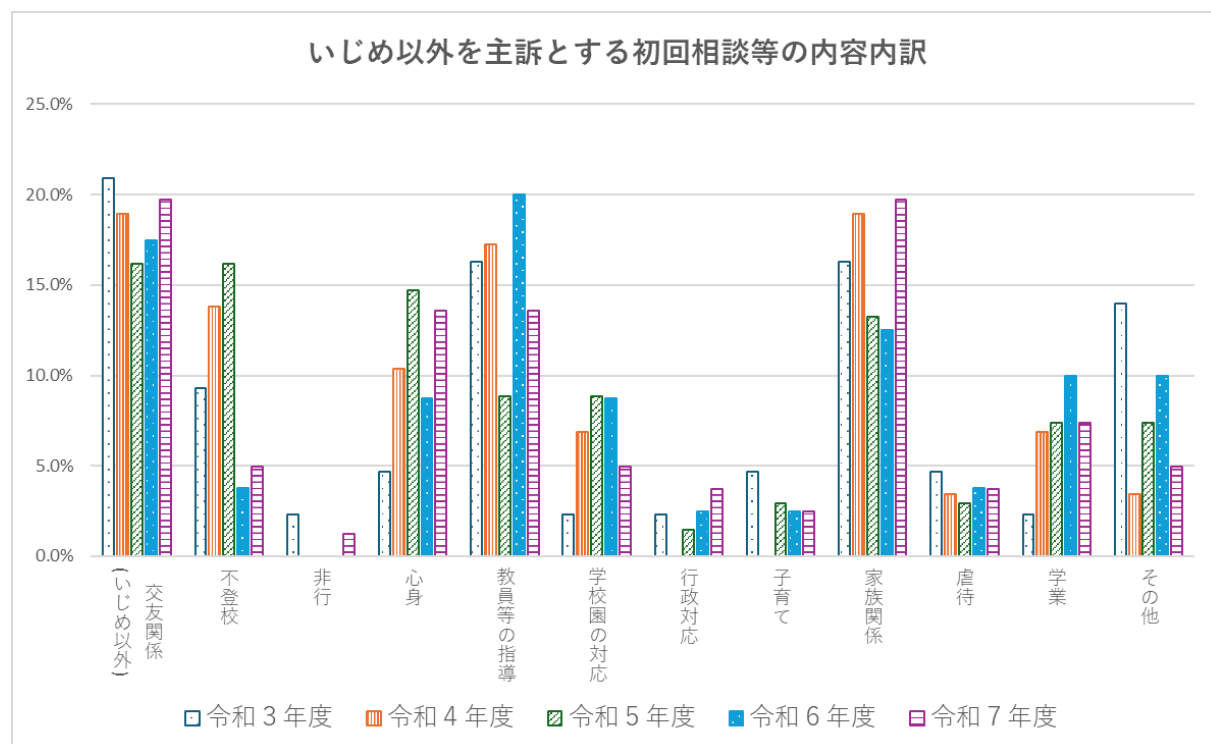
また、「教員等の指導」及び「学校園の対応」という学校に関する相談が、合わせて2割弱となりました。

表2-1 令和7年度 いじめ以外を主訴とする初回相談等の内容

	(いじめ以外) 交友関係	不登校	非行	心身	教員等の指導	学校園の対応	行政対応	子育て	家族関係	虐待	学業	その他	計
事案数(初回相談等件数)(件)	16	4	1	11	11	4	3	2	16	3	6	4	81
割合	19.8%	4.9%	1.2%	13.6%	13.6%	4.9%	3.7%	2.5%	19.8%	3.7%	7.4%	4.9%	100.0%
※全体割合※	8.5%	2.1%	0.5%	5.9%	5.9%	2.1%	1.6%	1.1%	8.5%	1.6%	3.2%	2.1%	43.1%

※全体事案数(初回相談等件数): 188 件に対する割合

図1-6 いじめ以外を主訴とする初回相談等の内容内訳



④ 相談等の副次的な訴え

主訴のいじめ・いじめ以外の別に関わらず、相談等の副次的な訴えの内容也多岐にわたり、様々な問題が複雑に絡み合っています。相談等の3割強が「学校園の対応」について訴えており、「教員等の指導」を合わせると学校に関する相談が4割以上となっています。

表2-2 令和7年度 相談等の副次的な訴え

	(いじめ以外) 交友関係	不登校	非行	心身	教員等の指導	学校園の対応	行政対応	子育て	家族関係	虐待	学業	その他	該当なし	計
延べ対応回数(回)	68	95	1	175	79	530	11	16	75	54	17	0	361	1,482
割合	4.6%	6.4%	0.1%	11.8%	5.3%	35.8%	0.7%	1.1%	5.1%	3.6%	1.1%	0.0%	24.4%	100.0%

⑤ 相談等の相手方と主訴の相手方との関係性

相談等の相手方と主訴の相手方との関係性別に見てみると、主たる関係性では、子ども同士の関係が5割以上を占める一方で、副次的な関係性では、「子どもと保護者等との関係」が4割弱、「保護者等と学校園との関係」が2割弱を占めています。

表2-3 令和7年度 相談等の相手方と主訴の相手方との関係性別延べ対応回数

	子ども同士 の関係		子どもと学校園 との関係	子どもと保護者等 との関係	保護者等と学校園 との関係	保護者等と行政 機関等との関係	保護者間の関係	夫婦・親族間の関係	その他	該当なし	計
	子ども学校における 関係	学校外における 子ども同士の関係									
主たる 関係性	777	21	131	217	309	0	2	0	3	22	1,482
	798										
副次的な 関係性	41	1	111	572	230	11	2	0	2	512	1,482
	42										

また、相談等の相手方が子どもである場合の主訴の相手方との関係性別に見てみると、主たる関係性の6割弱が子ども同士の関係ですが、「子どもと学校園との関係」及び「子どもと保護者等との関係」がそれぞれ1割強、「保護者等と学校園との関係」が1割弱と一定数ありました。

表2-4 令和7年度 相談等の相手方が子どもの場合の主訴の相手方との関係性別延べ対応回数

	子ども同士の関係		子どもと学校園との関係	子どもと保護者等との関係	保護者等と学校園との関係	保護者等と行政機関等との関係	保護者間の関係	夫婦・親族間の関係	その他	該当なし	計
	子ども学校における関係	学校外における子ども同士の関係									
主たる関係性	264	4	60	65	41	0	0	0	2	20	456
	268										
副次的な関係性	11	1	37	91	10	0	0	0	0	306	456
	12										

2 【おおつつこ相談チーム】の広報・啓発活動

おおつつこ相談チームでは、子どもに「困った時には相談できるところがある。」ということを知ってもらうために、「いつでもあなたの話を聴くよ。」「一人で悩まないで。」というメッセージを込め、以下のような広報・啓発活動を行っています。

(1) 広報・啓発ツールの配布

① おおつつこほっとダイヤルカード

令和7年度は、いじめ防止啓発月間である6月に学校の協力を得て、大津市立小中学校だけでなく、市内小中学校の全学年を対象に「おおつつこほっとダイヤル」のカードを配布しました。

【小学生用】

【中学生用】



② おおつつこ手紙相談

令和7年度は、いじめ防止啓発月間である10月に学校の協力を得て、市内の小学校の全学年を対象に「おおつつこ手紙相談」の用紙を配布し、市内の中学校には、生徒数に応じて10～50枚を配布しました。そのほか、市民センターや市内のフリースクールにも配布しています。

手紙相談の用紙は、子どもがSOSを発信しやすいよう、内側に相談内容を書いて三つ折にして封をすれば、切手を貼らずにそのまま投函できるようになっています。子どもが「返信がほしい」と希望している場合は、相談調査専門員が返事を書き、およそ1週間以内には子どもの手元に返事が届くようにしています。

手紙相談の用紙の一部には、「おおつつこほっとダイヤル」のカードを印刷し、子どもがそれを自分で切り取ってカードとして保持できるように工夫を凝らしています。受信した手紙の中には、カード部分が切り取られたものが多数あり、手紙を書いた子どもがカードとして保持してくれているようです。また、令和4年度からは、小学生向けの手紙用紙に自由記述式であったものに「悩みの内容」や「感情(気持ち)」などの項目を追加し、子どもが選択肢の中から丸を付けて選べるようなデザインに変更しています。「感情(気持ち)」に丸をつけられるようになったことで、子どもたちの気持ちがより明確に相談調査専門員に伝わってくるようになりました。

おおつつこ手紙相談用紙

The image shows several overlapping forms for the 'Ootsuboko Letter Consultation' service. The forms are colorful and designed to be child-friendly. Key sections include:

- Contact Information:** A section for the child to provide their name, address, and phone number.
- Consultation Methods:** A section where the child can choose how they want to be contacted (phone, email, meeting, letter).
- Letter Consultation:** A section for the child to write their story and feelings. It includes a 'Letter Selection Method' section where the child can choose how they want their letter to be handled.
- Response Method:** A section where the child can choose how they want to receive a response (letter, phone call, etc.).
- QR Codes:** QR codes are provided for the child to scan and access the service online.

令和7年度は、6月・10月・2月に市立の小中学校に通う子どもを対象に「おおつつこ相談チーム通信」を配布しました。「小学校低学年向け」、「小学校高学年向け」、「中学生向け」と学齢に合わせて内容を変更し、おおつつこ相談チームの活動や日々の相談活動を通じて感じていること、子どもに伝えたいことなどを書いて届けるようにしています。

また、おおつつこ相談チームの活動方針を保護者の方にも理解してもらうために、「保護者のみなさまへ」と題し、活動方針について説明するコーナーを設けています。通信を通じてあらかじめ説明をしておくことで、おおつつこ相談チームの活動方針を理解した上で相談を寄せる保護者も少なくなく、そういった事案では、子どもとの面談にスムーズにつながり、子どもの思いを確認しながら対応することができました。

おおつっこ相談チーム通信

夏が終り、少しづつ秋の気を感じられる季節になってきました。
2学期が始まって1ヶ月が経ちました。この期間は、自分では気づかないうちに成長していることとあわせて、「**9月8日(水)の夜は9ヶ月+1年だからいつもと違うのかも**」と感じたときは無理せず、ひと休みしましょう！
何があったことになったり、だれかとのお関係が悩んだらひとりで、一人でお話しましょ！
に、周りの人を頼ってください。
「だれかに相談したいけど、身近な人だからこそ話にくいかも…」
そんなときは、お話しで「**おおつっこ相談チーム**」とお話ししてみませんか？

おおつっこ相談チームへの相談方法

お電話・メール・手紙・紙で相談する

お電話
相談する

0120-025-528
おおつっこ相談センターダイヤル

17時から20時までは
お電話ができません

メール
相談する

お電話の受付時間外は
メールで相談してください

会って
相談する

お電話の受付時間外に2階に
相談室があります
お電話の受付時間外は
相談室にお越しください
お電話の受付時間外は
相談室にお越しください

手紙で
相談する

お電話の受付時間外は
相談室にお越しください
お電話の受付時間外は
相談室にお越しください

おおつこ通信秋号
中学生版

「誤解、や！それらが起こるときは」会話のコツ

わたしたちは、普段の会話で相手に気持ちに気づけることは、**38%の聴覚**と**55%の視覚**によって行われます。

聴覚の有名な研究である「メラビアン法則」では、

- 話の内容 (7%)
- 声の抑揚やトーン (38%)
- 表情やしぐさ (55%)

という順番で相手に印象が与えられるといわれています。

「よく聞かなくてすみません」でも、表情や身振りで伝えていることが多くあります。

お楽しみコーナー

下の丸に1問だけお答えし、「フタドリ」はどちらにしよう？

2 に入る文字はなんでしょう？

1 + = 誰か
2 + = 人
4 + = 体の一部
5 + = 体の一部

数字の読み方はいろいろあるよ

3 日中に1回以上お風呂に入ります。髪は1週間1回洗います。

5 日か、6日か、7日か、8日か、9日か、10日か、11日か、12日か、13日か、14日か、15日か、16日か、17日か、18日か、19日か、20日か、21日か、22日か、23日か、24日か、25日か、26日か、27日か、28日か、29日か、30日か、31日か、1年か、2年か、3年か、4年か、5年か、6年か、7年か、8年か、9年か、10年か、11年か、12年か、13年か、14年か、15年か、16年か、17年か、18年か、19年か、20年か、21年か、22年か、23年か、24年か、25年か、26年か、27年か、28年か、29年か、30年か、31年か、32年か、33年か、34年か、35年か、36年か、37年か、38年か、39年か、40年か、41年か、42年か、43年か、44年か、45年か、46年か、47年か、48年か、49年か、50年か、51年か、52年か、53年か、54年か、55年か、56年か、57年か、58年か、59年か、60年か、61年か、62年か、63年か、64年か、65年か、66年か、67年か、68年か、69年か、70年か、71年か、72年か、73年か、74年か、75年か、76年か、77年か、78年か、79年か、80年か、81年か、82年か、83年か、84年か、85年か、86年か、87年か、88年か、89年か、90年か、91年か、92年か、93年か、94年か、95年か、96年か、97年か、98年か、99年か、100年か、101年か、102年か、103年か、104年か、105年か、106年か、107年か、108年か、109年か、110年か、111年か、112年か、113年か、114年か、115年か、116年か、117年か、118年か、119年か、120年か、121年か、122年か、123年か、124年か、125年か、126年か、127年か、128年か、129年か、130年か、131年か、132年か、133年か、134年か、135年か、136年か、137年か、138年か、139年か、140年か、141年か、142年か、143年か、144年か、145年か、146年か、147年か、148年か、149年か、150年か、151年か、152年か、153年か、154年か、155年か、156年か、157年か、158年か、159年か、160年か、161年か、162年か、163年か、164年か、165年か、166年か、167年か、168年か、169年か、170年か、171年か、172年か、173年か、174年か、175年か、176年か、177年か、178年か、179年か、180年か、181年か、182年か、183年か、184年か、185年か、186年か、187年か、188年か、189年か、190年か、191年か、192年か、193年か、194年か、195年か、196年か、197年か、198年か、199年か、200年か、201年か、202年か、203年か、204年か、205年か、206年か、207年か、208年か、209年か、210年か、211年か、212年か、213年か、214年か、215年か、216年か、217年か、218年か、219年か、220年か、221年か、222年か、223年か、224年か、225年か、226年か、227年か、228年か、229年か、230年か、231年か、232年か、233年か、234年か、235年か、236年か、237年か、238年か、239年か、240年か、241年か、242年か、243年か、244年か、245年か、246年か、247年か、248年か、249年か、250年か、251年か、252年か、253年か、254年か、255年か、256年か、257年か、258年か、259年か、260年か、261年か、262年か、263年か、264年か、265年か、266年か、267年か、268年か、269年か、270年か、271年か、272年か、273年か、274年か、275年か、276年か、277年か、278年か、279年か、280年か、281年か、282年か、283年か、284年か、285年か、286年か、287年か、288年か、289年か、290年か、291年か、292年か、293年か、294年か、295年か、296年か、297年か、298年か、299年か、300年か、301年か、302年か、303年か、304年か、305年か、306年か、307年か、308年か、309年か、310年か、311年か、312年か、313年か、314年か、315年か、316年か、317年か、318年か、319年か、320年か、321年か、322年か、323年か、324年か、325年か、326年か、327年か、328年か、329年か、330年か、331年か、332年か、333年か、334年か、335年か、336年か、337年か、338年か、339年か、340年か、341年か、342年か、343年か、344年か、345年か、346年か、347年か、348年か、349年か、350年か、351年か、352年か、353年か、354年か、355年か、356年か、357年か、358年か、359年か、360年か、361年か、362年か、363年か、364年か、365年か、366年か、367年か、368年か、369年か、370年か、371年か、372年か、373年か、374年か、375年か、376年か、377年か、378年か、379年か、380年か、381年か、382年か、383年か、384年か、385年か、386年か、387年か、388年か、389年か、390年か、391年か、392年か、393年か、394年か、395年か、396年か、397年か、398年か、399年か、400年か、401年か、402年か、403年か、404年か、405年か、406年か、407年か、408年か、409年か、410年か、411年か、412年か、413年か、414年か、415年か、416年か、417年か、418年か、419年か、420年か、421年か、422年か、423年か、424年か、425年か、426年か、427年か、428年か、429年か、430年か、431年か、432年か、433年か、434年か、435年か、436年か、437年か、438年か、439年か、440年か、441年か、442年か、443年か、444年か、445年か、446年か、447年か、448年か、449年か、450年か、451年か、452年か、453年か、454年か、455年か、456年か、457年か、458年か、459年か、460年か、461年か、462年か、463年か、464年か、465年か、466年か、467年か、468年か、469年か、470年か、471年か、472年か、473年か、474年か、475年か、476年か、477年か、478年か、479年か、480年か、481年か、482年か、483年か、484年か、485年か、486年か、487年か、488年か、489年か、490年か、491年か、492年か、493年か、494年か、495年か、496年か、497年か、498年か、499年か、500年か、501年か、502年か、503年か、504年か、505年か、506年か、507年か、508年か、509年か、510年か、511年か、512年か、513年か、514年か、515年か、516年か、517年か、518年か、519年か、520年か、521年か、522年か、523年か、524年か、525年か、526年か、527年か、528年か、529年か、530年か、531年か、532年か、533年か、534年か、535年か、536年か、537年か、538年か、539年か、540年か、541年か、542年か、543年か、544年か、545年か、546年か、547年か、548年か、549年か、550年か、551年か、552年か、553年か、554年か、555年か、556年か、557年か、558年か、559年か、560年か、561年か、562年か、563年か、564年か、565年か、566年か、567年か、568年か、569年か、570年か、571年か、572年か、573年か、574年か、575年か、576年か、577年か、578年か、579年か、580年か、581年か、582年か、583年か、584年か、585年か、586年か、587年か、588年か、589年か、590年か、591年か、592年か、593年か、594年か、595年か、596年か、597年か、598年か、599年か、600年か、601年か、602年か、603年か、604年か、605年か、606年か、607年か、608年か、609年か、610年か、611年か、612年か、613年か、614年か、615年か、61

(2) おおつっこふれあい交流会

相談調査専門員が、地域に出向いて子どもたちと関わる活動を「おおつっこふれあい交流会」と称し、毎年、夏休み期間中に大津市内の児童館や児童クラブを訪問していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和元年度以降は、出前授業やふれあい交流会など訪問して行う広報・啓発活動を見送ってきました。

令和6年度からは大津市内の児童館(全6ヶ所)の訪問、館長や児童厚生員との懇談、遊び等を通じた子どもたちとの交流を再開しており、令和7年度についても、同様の活動を行いました。また、子どもたちに向けた啓発ポスターを作成し、各児童館や児童クラブ(民間含む)、市民センター、図書館へのポスター掲示を依頼しています。

児童館は、子どもたちが学校や学齢という壁を越えて他者とふれあう貴重な地域の活動の場です。乳幼児期から成人まで長期的に切れ目なく子どもの成長を支援することができる貴重な機関であり、長い年月をかけて醸成された“安心できる関係性”から、「学校や家庭よりも気を許して自分のことを話することができる。」と感じている子どもも少なくないように感じます。

近年、ひとり親家庭や夫婦共に就労している家庭も少なくなく、長期休暇などに子どもたちが安心して自由でいられる(自分でしたいことを決められる)場所が必要であり、児童館はその役目を果たしていると考えられます。

イベントポスター

夏休み企画
おおつっこ
どうだん
相談チーム
と
あそぼう! はなそう!
あ たの
みんなに会えるのを楽しみにしています!
ふれあい交流会 in ●●児童館
午後●時● ~ 午後●時●
おおつっこほっとダイヤル
お問い合わせは
フリーダイヤル おおつっこ こんにちは
0120-025-528
相談時間: 平日 午前9時~午後5時(火曜日は午後8時まで)
ひとり
で
な
や
ま
ず
そ
う
だ
ん
し
て
ね!

相談窓口ポスター

モヤモヤしている気持ち
話してホッとしてみない?
おおつっこほっとダイヤル
フリーダイヤル おおつっこ こんにちは
0120-025-528
相談できる時間
月・水・木・金: 午前9時~午後5時
火: 午前9時~午後8時
土・日・祝日: 休
※ 土曜・祝日・年末年始はお休みです
※ 大津市いじめ対策推進室
場所
あすなろ児童館2階
(大津市浜大津4丁目1-1)
お問い合わせ先
・京阪びわ湖浜大津駅 徒歩2分
・JR大津駅 徒歩15分
紹介HP
紹介動画
メール
相談

(3) おおつつこ相談チームの紹介動画

令和5年度、子どもたちに、おおつつこ相談チームを知ってもらい、より身近な相談窓口として、気軽に相談してもらえるように「おおつつこ相談チームの紹介動画(30秒)」を作成しました。

動画の内容は、いじめや友達関係で悩んだときの相談窓口として、おおつつこ相談チームを紹介し、無料の電話や手紙で相談を受け付けていることを説明するとともに、相談者を応援し、その気持ちが晴れるように協力したいというメッセージを伝えるものとなっています。

令和7年度に配布した広報・啓発物品にも二次元コードを掲載するなどして周知しています。

紹介動画（画面抜粋）

～いじめや友達関係で悩んだときの「おおつつこ相談チーム」～



大津市役所 YouTube チャンネル

「おおつつこ相談チーム：いじめや友達関係で悩んだとき（30秒動画）」

<https://youtu.be/U7IFTXVXMWI>



大津市ホームページ

「おおつつこ相談チームの紹介（子どものみなさんへ）」

https://www.city.otsu.lg.jp/ijime_taisaku/kodomo/2/1.html



3 相談・調整活動例の紹介

実際の相談・調整活動例について、個人情報保護の観点から複数の事例を一般化し、一部加工してご紹介します。

■事例1 中学校1年生Aさんの場合 子どもからの相談【友人関係の悩み】

2学期が始まって1カ月が経った頃、中学校1年生Aさんから1通の手紙が届いた。

Aさんは、小学生の頃から、おおつつこ相談チームの存在を知っていたが、相談するのは初めてのことであった。

手紙には、クラスメイトの友達から強い口調で言われたり、笑われたりすることがあると記入してあった。悲しい気持ちになり、どうしたらいいのかわからないという思いがたくさん綴られていた。手紙返信を担当することになった相談調査専門員Xは、Aさんの気持ちに共感した上で、3つの提案をした。

- ① Aさんが話しやすい大人の人に相談する。
- ② 手紙を書いて、クラスメイトにやめてほしいことを伝える。
- ③ Aさんが疲れたと感じたら、クラスメイトと距離を置いて過ごす。

2週間後、Aさんから2通目の手紙が届いた。Aさんは、相談調査専門員Xが提案した中から【③ Aさんが疲れたと感じたら、クラスメイトと距離を置いて過ごす】を実践してみたとの報告が書かれていた。Aさんは実践したことで、少し気分が楽になったとのことであった。

それ以降、Aさんとは、何度か手紙でのやりとりが続いた。Aさんが相談したことに相談調査専門員Xがいくつか提案をし、Aさんが「これならできそう！」と思える提案を実践した結果を報告するという流れが定番となった。

次第にAさんは、学校における友人関係の悩みだけでなく、家族関係のこと、自分自身のこと、推し活のことなどさまざまなことを書くようになった。相談調査専門員Xは、手紙のやりとりを通して、少しずつAさんとの信頼関係を築くことができていると感じていたため、電話で話してみることをAさんに提案した。

数週間後、Aさんから届いた手紙には、「電話で話してみようかな」という気持ちになっていることが書かれており、相談調査専門員Xから電話をかけてよい日もいくつか書かれていた。

そしていよいよ相談調査専門員XとAさんが電話で話すときがきた。相談調査専門員Xは、少し緊張しながらAさんに電話をかけ、Aさんも「もしもし…」と緊張した声で電話に出た。Aさんが電話をしようと思ったきっかけは、「相談調査専門員Xがどんな人なんだろうとちょっと興味が出てきた。」とのことであった。はじめは他愛もない話から始め、Aさんの緊張は解けた。

緊張が解けたAさんは、手紙では書ききれなかった思いをたくさん話し、新たに、部活の人（以下、Cさん）から悪口を言われていることを相談した。

Cさんとは、同じクラスで1学期は仲良く過ごしていた。しかし、2学期に入り、Aさんが部活のレギュラーになったことで、Cさんから距離を置かれ、悪口を言われるようになったとのことだった。相談調査専門員Xが、【今後のCさんとの関係】について尋ねると、Aさんは「1学期のときのようにCさんと仲良くしたい」という意向を語った。

相談調査専門員 X と話す中で、A さんがまだ学校の先生に相談したことがないことが分かった。相談調査専門員 X から、学校で話しやすい先生はいるのか尋ねると、A さんは「担任の先生だ。」と答えた。担任の先生なら相談できそうと思えた A さんは、相談調査専門員 X と一緒に担任の先生にどうしたら伝わりやすいかを考えた。相談調査専門員 X と話しながら A さんは、【事前に担任の先生に伝えたいことをメモにして、メモを見ながら先生に伝える】ことを決めた。

それから 1 カ月後、相談調査専門員 X 宛てに A さんから電話があった。A さんは電話相談をした翌日に担任の先生へ相談したとのことだった。担任の先生は、A さんの思いをじっくり聞いてくれ、C さんとの関係修復を手伝ってくれた。担任の先生が立ち合いの元、A さんの思いを C さんに伝え、C さんからは、「自分がレギュラーになれなくて悔しくて、つい悪口を言ってしまった。ごめんなさい。」と謝罪を受けたとのことだった。お互いの思いを確認し合えたことで、C さんより仲が深まったと A さんは感じ、今では、1 学期のときよりも仲良くすることができていると報告をした。

電話の終わり際に A さんは、「勇気を出して電話相談に変えてみてよかった。」と話した。相談調査専門員 X からは、「何か悩んだり、話したいなと思ったりしたら、いつでも電話をしてほしい。手紙相談を続けることもできる。」と伝えた。A さんは「何かあったらまた相談します。ありがとうございました。」とハキハキとした声で答えた。

手紙相談のやりとりを何度か続けて、電話相談に移ったケースです。A さんのように、顔の見えない相手と電話で話すのは緊張するという子どもは少なくありません。一方、手紙なら自分の思いや考えをじっくり考えて書くことができるという子どもや、文字を書くことで自分の考えが整理されていくという子どももいます。手紙のやりとりを何度かすることで、信頼関係を築き、子どもの安心感を得られたところで、電話で話す提案をするといったように子どものペースに合わせて、相談方法を変更していく大切さをこのケースから学びました。

相談調査専門員は、子どもたちが安心して学校で過ごせるよう色々な提案をすることがありますが、1 番大切なことは、子ども自らが答えを出したり、「これならできそう!」と思える方法を相談調査専門員と話中で決めたりすることです。A さんも、相談調査専門員との会話をきっかけに「担任の先生に相談してみよう。」と答えを出し、実行しました。

相談調査専門員は、どうしたら解決するのか提案を行うだけでなく、子どもたちの力を信じ、子どもたち自ら、問題解決に向けて動くことができるよう、後押しをする役割も担うことが大切であると感じています。

■ 事例 2 小学校 6 年生 B さんの場合 保護者からの相談【クラスメイトからのいじめ・学校対応】

5 月の連休を終えた頃、小学校 6 年生の B さんの母（以下：「母」）が、「おおつっこほっとダイヤル」へ電話相談したことをきっかけに親子でおおつっこ相談チームへつながった。

B さんは、5 年生までは、特に大きなトラブルもなく、楽しく学校生活を送ることができていた。6 年生になって、初めて同じクラスになった D さんから、悪口や SNS による誹謗中傷などのいじめを受けるようになった。B さんは、「D さんと何人かのクラスメイトから、じっと見られて、笑われたり、無視されたり、コソコソ悪口を言われている。」と、担任の先生に相談したが、「気のせいじゃないかな。先生も気を付けて見ているし大丈夫だよ。」と言われ、B さんの気持ちに寄り添った対応ではなく、状況は何も変わらなかった。

B さんは、D さんからのいじめと、担任の先生の対応をきっかけに、人を信頼する気持ちをなくし、教室に入ることができなくなり、次第に登校することができなくなった。

相談調査専門員 X は、母との電話相談を続け、母の不安な気持ちを丁寧に聞いた。

6 月に入り、B さんは母と一緒に面談に来てくれた。B さんは、親子分離面談を希望し、B さんは子担当の相談調査専門員 Y と、母は親担当の相談調査専門員 X との面談を実施した。B さんは、やや緊張しているようだったが、「学校に行かなければと思うけれど、行けない。」「学校や勉強が嫌いなわけではないが、クラスメイトからどう思われているのかなど考えたら、怖くて教室に入れない。」と涙ながらに話し、「母に心配をかけていることがつらい。」と伝えてくれた。相談調査専門員 Y は、B さんの傷ついた気持ちを受け止め、どのような問題解決を望んでいるのかを丁寧に聞き取り、B さんの意向に沿った問題解決を目指すために、B さんとの面談を継続することを提案した。

B さんは、何度か面談を重ねるうちに、B さんの気持ちを先生にわかってもらい、一緒に解決策を考えてもらいたいと考えようになった。B さんは、相談調査専門員 Y との面談で、先生に伝える項目を整理し、『いじめや悪口のない落ち着いたクラスで学校生活を送りたい。』という気持ちを、相談調査専門員 Y の立ち合いのもと、担任の先生へ伝えることができた。

担任の先生と学年団の先生は、B さんと相談しながらクラスメイトへの聞き取りを実施し、その後、関係児童への指導、クラスでの話し合いがおこなわれた。B さんは、先生立会いのもと、D さんから謝罪を受け、同じことを繰り返さないという約束をしてもらえた。その後、同様の事案は起こっていない。

B さんは、徐々に安心、安全な学校生活を取り戻すことができ、修学旅行にも参加することができたが、相談調査専門員 Y と B さんの週 1 回の面談は、しばらく継続することになった。面談では、学校における対人関係の悩みや、中学校への不安、家族との関わり方などさまざまなことが語られた。その後、徐々に月 1 回ほどのペースでの面談となり、年度末の面談での、「今は、スッキリした気持ちです。中学生は新しいスタートです。勉強や部活動などいろいろなことに挑戦しようと思っているので、一旦、面談を終わりにしたい。」という B さんの意向を受けて、相談終結となった。相談調査専門員 X から、「また何かあれば、いつでも連絡を待っているからね。おおつ

っこ相談チームは、いつも B さんのことを応援しています。」と伝えると、B さんは、「気軽に相談できる場所があるっていいですね。」と笑って答えた。

学校の初期対応の遅れが、子どもの傷つきを大きくしてしまったケースです。大人への信頼を回復させ、子どもが安心感を取り戻すことを優先しながら、子どもの意向に沿った問題解決を目指しました。いじめ対策推進室（おおっこ相談チーム）では、いじめ問題の解消後もしばらく相談を継続し、子どもの意向を確認したうえで相談終結とします。そのような対応が、Bさんの新しい環境へのポジティブなスタートにつながったのだと感じます。

Bさんのように「学校には行きたいけれど、怖くて行けない。」「親に心配をかけて申し訳ない。」という思いを持つ子どもは少なくありません。当該事案を通して、まずは、子どもの気持ちや意向を受け止め、大人の解決策を押し付けるのではなく、本人が安心して行動選択できるようにサポートしていくことの大切さを改めて学ぶことができました。子どもが安心して相談できる条件には、やはり信頼関係があるように感じます。私たち、いじめ対策推進室（おおっこ相談チーム）は、めまぐるしく変わる時代の中で生きる子どもたちが、安心して相談できる窓口となれるように今後も相談及び啓発活動に努めていきます。

コラム

毎年、相談調査専門員が担当しているコラムですが、今回は趣向を変え、いじめ対策推進室長であった立場からお届けします。

私は、令和5年度から令和7年度までの3年間、いじめ対策推進室に在籍していました。実はそれだけではなく、いじめ対策推進室、そして大津の子どもをいじめから守る委員会が設置された平成25年度から、平成27年度までの3年間も、いじめ対策推進室で担当を務めていたのです。

平成25年度、私たちが相談を受けた事案数は183件でした。令和7年度は【188】件です。ほぼ同じ件数ですが、前者のうち初回相談者が子どもであったものは、わずか19件でした。これまで、私たちは一貫して、子どもの声を聴き、その最善の利益を考えて支援するという方針で取り組んできました。しかし、最初は子どもからの相談は非常に少なかったのです。

子どもたちに相談してもらうために、マスコットキャラクターを作ったり、メールでの相談受付を始めたり、試行錯誤してきました。令和7年度、「おおつこ相談チーム」の認知率は、小中学生ともに8割を上回り、初回相談者が子どもであった事案数は【136】件にのぼりました。

そして、相談対応回数は、平成25年度の650回に対し、令和7年度は【1,482】回と倍以上に増えました。特に学校・関係機関等は【667】回と非常に多く対応しています。子どもからの声を受け、その最善の利益のために必要となる密接な連携、丁寧な関係調整を行うことが、少しずつできるようになってきたのです。

とはいえ、私たちが対応できるものは、本市のいじめのごく一部でしかありません。子どものいじめを一番見つけているのは学校現場です。平成25年度、大津市立小中学校による、いじめの疑い報告は587件でした。それから、教員等の目が行き届くような様々な取組が進められ、令和3年度以降は8,000件台で推移しています。

「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、人口当たりの認知件数は、全国の倍以上となっています。同調査では、いじめの発見のきっかけについて、3割以上が本人から、2割以上が保護者から訴えがあったものとなっており、この割合も全国に比べ、非常に高くなっています。

私たちも、悩んだときは、家族や学校の先生など、身近な大人に相談するよう子どもたちに伝えてきました。一方で、心配をかけたくないなど、身近な大人に相談できない子どもたちもいます。そんなときに子どもたちの思いを受け止める場所として、私たちの存在も、また重要であると感じています。

このように、この13年間で、本市の子どもたちのいじめを取り巻く状況は大きく変わりました。しかしながら、まだ道半ばであるとも感じています。私たちが取り扱う事案には、何年にも及ぶ長期対応となるものも少なくありません。一時的に解決したように見えても、うまくいかなくなることもあります。それでも、傷つき、力を失っていた子どもたちが、「三步進んで二歩下がる」を繰り返してでも、少しずつ前を向いて、「もう大丈夫」と思わせてくれるようになった姿も、確かに見てきました。その眩しい姿は、私たちにも力を与えてくれます。これからも、私たちは初心を忘れず、不断の取組を続けていきます。このコラムをご覧の皆様も、それぞれの立場で、大津の子どもたちのため、できることを意識していただくと幸いです。

あなたの気持ちが晴れますように。



令和7年度 いじめ対策推進室長 中谷 祐士

Ⅲ 会議の開催状況その他の活動実績

1 定例会

令和7年度の守る委員会では12回の定例会を開催し、本市が相談等を受けたいじめ事案などについて報告を受け、審査や助言等を行いました。

第1回	令和7年4月4日(金)	第7回	令和7年10月17日(金)
第2回	令和7年6月2日(月)	第8回	令和7年11月21日(金)
第3回	令和7年6月23日(月)	第9回	令和7年12月26日(金)
第4回	令和7年8月1日(金)	第10回	令和8年1月23日(金)
第5回	令和7年8月21日(木)	第11回	令和8年2月20日(金)
第6回	令和7年9月25日(木)	第12回	令和8年3月27日(金)

また、このうち3回の定例会（第2回、第8回、第11回）において、第3期大津市いじめの防止に関する行動計画（大津市いじめ防止基本方針）の中間見直し案について報告を受け、意見等を述べました。

2 委員活動

守る委員会では、定例会以外に、委員が、実際の事案に関わる助言や調整等をはじめ、活動状況報告書や調査報告書の作成等を含む活動を行っております。

令和7年11月25日(火) 大津市内中学校における事案対応に関する協議、助言

3 委員が講師を務めた研修

本市や教育委員会が実施する各種研修において、委員が講師を務めました。

令和7年12月19日(金)

相談対応・学校実務担当者向け研修「増え続ける問題行動・不登校と『よい子』の生きづらさ」（山岡委員）

令和8年2月10日(火)

大津市立小中学校生徒指導主事・主任対象研修「校内でのアセスメントーアセスメントシートを使った模擬事例による演習ー」（佐々木委員長）

参考 資料編

1 条例及び規則

(1) 大津市子どものいじめの防止に関する条例

平成25年2月19日／条例第1号

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。一人一人の尊厳を大切に、相互に尊重しあう社会の実現のため、いじめを許さない文化と風土を社会全体でつくり、いじめの根絶に取り組まなければなりません。ここに、いじめの防止についての基本理念を明らかにして、いじめの防止のための施策を推進し、その対策を具現化するためにこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、子どもに対するいじめの防止に係る基本理念を定め、市、学校、保護者、市民及び事業者等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

(基本理念)

第2条 いじめは、子どもの尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識の下、市、学校、保護者、市民及び事業者等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切に、相互に尊重しあう社会の実現のため、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的かつ積極的に相互に連携して、いじめの防止に取り組まなければならない。

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 子どもに対し、当該子どもと一定の人間関係のある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。ただし、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待に該当するものは除く。
- (2) 子ども 第4号に規定する学校に通学する児童及び生徒その他これらの者と等しいいじめの防止の対象と認めることが適当と認められる者をいう。
- (3) 市立学校 大津市立学校の設置に関する条例（昭和39年条例第28号）別表に掲げる小学校及び中学校をいう。

- (4) 学校 前号に規定する市立学校並びに本市の区域内にある市立学校以外の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。
- (5) 保護者 親権を有する者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいう。
- (6) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者（第4号に規定する学校に通学する者を除く。）をいう。
- (7) 事業者等 本市の区域内で営利を目的とする事業を行う個人及び法人並びにスポーツ、文化及び芸術その他の各種の事業又は活動を行う個人及び団体をいう。
- (8) 関係機関等 警察、子ども家庭相談センターその他の子どものいじめの問題に関係する機関及び団体をいう。（市の責務）

第4条 市は、子どもをいじめから守るため、必要な施策を総合的に講じ、必要な体制を整備しなければならない。

- 2 市は、子どもをいじめから守るため、関係機関等と緊密な連携を図らなければならない。
- 3 市は、誰もがいじめを許さない社会の実現に向けて、いじめに関する必要な啓発を行わなければならない。（市立学校の責務）

第5条 市立学校は、教育活動を通して、子どもの自他の生命を大切にする心、自他の人権を守ろうとする心、公共心及び道徳的実践力を育成しなければならない。

- 2 市立学校は、いじめを予防し、及び早期にいじめを発見するための体制を整えるとともに、子どもが安心して相談することができるよう環境を整えなければならない。
- 3 市立学校は、当該学校に在籍する子どもの保護者及び関係機関等と連携を図りつつ、いじめの防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、その解決に向け速やかに、当該学校全体で組織対応を講じ、その内容を市に報告しなければならない。

- 4 市立学校は、子ども自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、子どもとともに当該学校及び各学年に応じた環境づくりに取り組まなければならない。
- 5 市立学校は、子どもがより良い人間関係を構築できるよう必要な取組を行わなければならない。（保護者の責務）

第6条 保護者は、子どもの心情の理解に努め、子どもが心身ともに安心して、安定して過ごせるよう子どもを愛情をもって育むものとする。

- 2 保護者は、いじめが許されない行為であることを子どもに十分理解させるものとする。
- 3 前2項において、保護者は必要に応じて、市又は学校に相談その他の支援を求めることができる。

4 保護者は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、速やかに市、学校又は関係機関等に相談又は通報をするものとする。

5 保護者は、学校が行ういじめの防止に対する取組に協力するよう努めるものとする。

(子どもの役割)

第7条 子どもは、互いに思いやり共に支え合い、いじめのない明るい学校生活に努めるものとする。

2 子どもは、いじめを受けた場合には、一人で悩まず家族、学校、友だち又は関係機関等に相談することができる。

3 子どもは、いじめを発見した場合(いじめの疑いを認めた場合を含む。)及び友だちからいじめの相談を受けた場合には、家族、学校又は関係機関等に相談することができる。

(市民及び事業者等の役割)

第8条 市民及び事業者等は、それぞれの地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行うとともに、地域が連携して子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民及び事業者等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、市、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

(行動計画の策定)

第9条 市は、基本理念にのっとり、子どもが安心して生活し、学ぶことができるいじめのない社会の構築を総合的かつ計画的に推進するため、いじめの防止に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 前項に規定する行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) いじめのない学校づくりに向けた子どもの主体的な参画に関すること。

(2) いじめの防止に向けた教育及び人づくりに関すること。

(3) いじめの防止に向けた普及啓発活動に関すること。

(4) 次条に規定するいじめ防止啓発月間に関すること。

(5) いじめを早期に発見するための施策に関すること。

(6) いじめを防止し、及び解決するための施策に関すること。

(7) いじめに関する相談体制等に関すること。

(8) いじめを受けた子ども及びいじめを行った子ども並びにその家庭に対する支援に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、いじめのない社会を実現するために必要なこと。

3 市は、第1項の規定により行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

(いじめ防止啓発月間)

第10条 子どもをいじめから守り、社会全体でいじめの防止への取組を推進するために、毎年6月及び10月をいじめ防止啓発月間(以下「啓発月間」という。)とする。

2 市は、啓発月間において、その趣旨にふさわしい広報啓発活動を実施するものとする。

3 市立学校は、啓発月間において、人権及び道徳に係る教育を実施するとともに、子どもが主体的にいじめの防止に向けた活動を展開できるよう支援及び指導を行うものとする。

(相談、通報又は情報の提供)

第11条 何人も、子どものいじめ(疑いのある場合を含む。)に関し、市に相談、通報又は情報の提供(以下「相談等」という。)をすることができる。

(相談体制等の整備)

第12条 市は、いじめに関する相談等に速やかに対応するとともに、全ての子ども、保護者その他いじめの防止に関わる者が安心して相談等ができるよういじめに関する相談体制を整備するものとする。

2 市は、いじめを未然に防止し、いじめから子どもを守るため、いじめに係る情報の一元化を図り、関係機関等との相互の連携及び迅速かつ適切な対応ができるよう組織体制を強化するものとする。

3 市は、市立学校におけるいじめに係る相談体制の充実のため、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の配置に努めるものとする。

(財政的措置等)

第13条 市は、この条例の目的を達成するため、適切な財政的措置を講ずるものとする。

2 市長は、この条例の目的を達成するため、必要に応じて国及び滋賀県に対して適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

(大津の子どもをいじめから守る委員会)

第14条 市は、相談等を受けたいじめ(いじめの疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。以下この条において同じ。)について、必要な調査、調整等を行うため、市長の附属機関として、大津の子どもをいじめから守る委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じるほか、相談等のあったいじめについて、その事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整(以下「調査等」という。)を行うものとする。

3 委員会は、必要に応じて市長に対し、再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができる。

4 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 委員会は、市長の諮問に加えて、教育委員会からの協議に応じるとともに、必要に応じ、いじめに関して教育委員会と協議することができる。

(委員会の組織等)

第15条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者

- (2) 学識経験を有する者
- (3) 弁護士
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に定めるほか、委員会の組織等に関して必要な事項は、規則で定める。

(是正の要請)

- 第16条 市長は、委員会からの調査等の結果の報告を受け、当該報告を踏まえて必要があると認めるときは、関係者(調査等の結果により、いじめを行ったと認められる子どもを除く。)に対して是正の要請を行うことができる。
- 2 市長は、是正の要請をしたときは、その後の経過の確認を行い、その結果を委員会に報告するものとする。
 - 3 是正の要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を執るよう努めるものとする。
 - 4 是正の要請を受けた者は、当該是正の要請に係る対応状況を市長に報告するよう努めるものとする。
 - 5 前2項において、当該是正の要請を受けた者が、国又は滋賀県の所管に属する場合は、この限りでない。
- (委員会への協力)

- 第17条 市立学校、保護者、市民、子ども及び事業者等は、委員会の調査等に協力するものとする。この場合において、子どもへの調査等の協力については、子どもに過度な負担が生じないよう最大限配慮されなければならない。

(活動状況の報告及び公表)

- 第18条 委員会は、毎年の活動状況を市長に報告するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による報告の内容を、市議会に報告し、及び市民に公表しなければならない。
 - 3 市議会は、前項の規定による報告に加えて、必要があると認めるときは、市長に対して委員会の活動状況について報告を求めることができる。
 - 4 市長は、前項の規定による報告を求められた場合は、委員会に対して第1項に規定する活動状況の報告のほか、必要な報告を求めるものとする。
 - 5 市長は、必要と認めるときは、是正の要請及びその対応状況の内容を公表することができる。

(個人情報に対する取扱い)

- 第19条 市は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報をいじめの防止に関する業務の遂行以外に用いてはならない。
- 2 委員会の委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 3 いじめに関する相談等に関係した者は、正当な理由なく、その際に知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

(市立学校以外の学校への協力要請)

- 第20条 市長は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対して、第5条及び第10条第3項に規定する市立学校に係る規定について、それぞれ実施されるよう協力を求めることができる。

- 2 委員会は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対して、第17条に規定する市立学校に係る規定について、協力を求めることができる。

(委任)

- 第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この条例の運用実績を検証し、及び子どもを取り巻く環境の変化等を勘案し、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

附則

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(2) 大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則

平成25年3月29日／規則／教育委員会規則／第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織体制)

第2条 政策調整部人権・男女共同参画課いじめ対策推進室（以下「いじめ対策推進室」という。）は、教育委員会事務局児童生徒支援課（以下「児童生徒支援課」という。）との連携の下、条例に基づく本市のいじめの防止に係る総合的な調整、いじめに関する情報の一元管理等を担うものとする。

- 2 条例第11条に規定するいじめ（疑いのある場合を含む。以下同じ。）に関する相談等（以下「相談等」という。）への対応その他市長が必要と認める事務を処理させるため、いじめ対策推進室に相談調査専門員を置く。
- 3 相談調査専門員は、前項に規定する事務に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから市長が任命する。

(相談等の報告等)

第3条 職員（市立学校の職員を除く。）は、職務上においていじめを認知し、又はいじめの相談等を受けたときは、市長の補助機関にあつてはいじめ対策推進室に、教育委員会の補助機関にあつては児童生徒支援課に、それぞれ直ちに報告するものとする。

- 2 市立学校の職員は、いじめを認知し、又はいじめの相談等を受けたときは、直ちに当該いじめに係る事実を把握し、及び子どもに対する必要な支援その他の措置を講じるとともに、児童生徒支援課に速やかに報告するものとする。
- 3 児童生徒支援課は、前2項の報告を受けたときは、速やかにいじめ対策推進室に報告するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 いじめ対策推進室は、いじめの相談等を受けたとき、又は第1項若しくは前項の報告があつたときは、大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）に適宜報告するものとする。
- 5 いじめ対策推進室は、必要があると認めるときは、いじめに関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項に規定する保有個人情報である場合にあつては、同法第69条第2項の規定により提供することができるものに限る。）を教育委員会事務局の関係課その他の関係機関に提供するものとする。

(身分証明書の携帯)

第4条 委員会の委員は、条例第14条第2項の規定による調査又は関係者との調整を行う場合には、様式第1号による身分証明書を携帯し、関係者等に提示するものとする。

- 2 相談調査専門員は、第2条第2項の規定による相談等への対応を行う場合には、様式第2号による身分証明書を携帯し、関係者等に提示するものとする。

(委員会の組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長に共に事故があるとき、又はこれらの者が共に欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員（委員長を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 会議は、非公開とする。ただし、大津市情報公開条例（平成14年条例第14号）第7条各号に掲げる情報が含まれない事項について審議する場合において、委員長が認めたときは、会議を公開することができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、いじめ対策推進室において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 委員名簿

令和7年度 大津の子どもをいじめから守る委員会 委員名簿

(50 音順)

スクールソーシャルワーカー・スーパーサポーター
社会福祉士
立命館大学非常勤講師

さ さ き ち さ と
佐々木 千里

臨床心理士
公認心理師
スクールカウンセラー

と く だ き み こ
徳田 仁子

臨床心理士
公認心理師
滋賀県立大学人間文化学部人間関係学科教授

ま つ し ま ひ で あ き
松嶋 秀明

弁護士（滋賀弁護士会）

み や も と ひ ま わ り
宮本 向日葵

（元）立命館大学大学院教職研究科教授

や ま お か ま さ ひ ろ
山岡 雅博

※役職は、令和7年度時点のものです。

令和8年（2026年）6月

発行 大津市 政策調整部 いじめ対策推進室

住所 〒520-0047

大津市浜大津四丁目1番1号

明日都浜大津2F

電話 077-528-2826